

中 頓 別 町 地 域 防 災 計 画

《 資 料 編 》

令和 6 年 4 月

中 頓 別 町 防 災 会 議

目次

〔防災組織〕	1
資料 1－1 町防災会議組織図	1
資料 1－2 災害対策本部組織図	2
資料 1－3 災害対策本部の事務分担	3
資料 1－4 表示板・腕章・標旗	11
資料 1－5 関係機関等の連絡先一覧表	13
〔消防〕	14
資料 2－1 消防機関の組織及び消防職（団）員の配備の状況	14
資料 2－2 消防設備	16
資料 2－3 中頓別支署・中頓別消防団・各分団消防機械器具配置状況	17
〔災害履歴・気象関連・観測所等〕	18
資料 3－1 災害記録	18
資料 3－2 警報・注意報発表基準一覧	21
資料 3－3 気象警報発令時等の伝達責任者及び周知責任者	22
資料 3－4 雨量観測所・水位観測所	23
〔災害危険箇所〕	24
資料 4－1 重要水防箇所	24
資料 4－2 土砂災害（特別）警戒区域	25
資料 4－3 山地災害危険地区	26
資料 4－4 町内危険物施設	27
資料 4－5 地震被害想定	28
〔避難関連施設〕	48
資料 5－1 避難場所等一覧	48
資料 5－2 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧	49
〔資器材・通信・交通・医療等〕	50
資料 6－1 民間等から調達可能な水防資器材	50
資料 6－2 災害時優先電話設置状況	51

資料 6－3	中頓別町防災行政無線	52
資料 6－4	消防無線	54
資料 6－5	ヘリコプター発着又は物資投下可能地点	55
資料 6－6	町内医療機関	56
資料 6－7	緊急通行車両確認証明書・標章	57
〔条例・規則〕		59
資料 7－1	中頓別町防災会議条例	59
資料 7－2	中頓別町災害対策本部条例	61
資料 7－3	中頓別町火入れに関する規則	62
〔要領・要綱等〕		66
資料 8－1	災害情報等報告取扱要領	66
資料 8－2	消防庁への直接即報基準	77
資料 8－3	避難情報の判断基準	78
資料 8－4	北海道災害義援金募集委員会会則	81
〔協定〕		82
資料 9－1	南宗谷 4 町水道事業災害時相互応援に関する協定	84
資料 9－2	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	85
資料 9－3	災害等発生時における中頓別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・ 復旧活動の支援に関する協定	87
資料 9－4	道の駅「ピンネシリ」における防災機能強化に供する用地に関する協定書	89
資料 9－5	災害時における輸送車両提供の協力に関する協定書	90
資料 9－6	災害時における応急対策業務に関する細目協定書	98
資料 9－7	災害時等における船舶による輸送等に関する協定書	102
資料 9－8	災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定書	106
資料 9－9	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書	108
資料 9－10	災害発生時における中頓別町と中頓別町内郵便局の協力に関する協定	114
資料 9－11	災害時における物資の供給に関する協定書	116
資料 9－12	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	122
資料 9－13	災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定書	124
資料 9－14	災害時における協力体制に関する協定	129
資料 9－15	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	130
資料 9－16	北海道広域消防相互応援協定	135
資料 9－17	災害時における相談業務の応援に関する協定	139

資料 9-18	災害時協力協定書	145
資料 9-19	中頓別町と中頓別町内郵便局との包括的連携に関する協定書	147
資料 9-20	災害時の応急対策活動協力に関する協定書	150
資料 9-21	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	152
資料 9-22	災害時における「道の駅ピンネシリ」の防災拠点化に関する協定書	157
資料 9-23	「道の駅災害対策用衛星通信電話」に関する覚書	159
資料 9-24	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	161
資料 9-25	災害に係る情報発信等に関する協定	163
〔様式〕		165
様式 1	気象予警報等受理票	165
様式 2	水防活動実施報告書	166
様式 3	自衛隊の災害派遣要請について	167
様式 4	自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について	168
様式 5	物資受払簿	169
様式 6	物資給与及び受領簿	170
様式 7	救助費概算払申請書	171

〔防災組織〕

資料 1－1 町防災会議組織図



資料 1 - 2 災害対策本部組織図

本部長 町長	副本部長			防災統括官		総務班長	総務グループ
	副町長			総務課長		総務グループ長	
	教育長			副対策部長		住民班長	住民グループ
	中頓別消防団長			会計管理者		住民グループ長	
本部員会議 町長 副町長 教育長 防災統括官 総務課長 政策経営課 産業課長 建設課長 保健福祉課長 議会事務局長 教育委員会教育次長 国保病院事務長 消防 中頓別支署長				政策経営課		政策経営班長	政策経営室
				政策経営課長		まちづくり担当課長	出納室
				産業対策部長		産業班長	産業グループ
				産業課長		林務・基盤整備担当課長	農業委員会事務局
						商工観光班長	商工労働・観光まちづくりグループ
						商工労働・観光まちづくり担当課長	
				建設対策部長		建設班長	建設グループ
				建設課長		上下水道担当課長	
				保健福祉対策部長		保険班長	保険グループ
				保健福祉課長		保険担当課長	子育て世代包括支援センター
						福祉班長	福祉グループ
						福祉グループ長	地域包括支援センター 介護予防支援事業所
		文教対策部長		教育班長	教育グループ		
		教育次長		教育グループ長			
				給食班長	学校給食センター		
				学校給食センター所長			
				認定こども園班長	認定こども園		
				認定こども園長	子育て支援センター		
		支援対策部長		支援班長	議会事務局		
		議会事務局長		議会事務局長（兼務）			
		医療対策部長		医療班長	国民健康保険病院		
		国民健康保険病院事務長		国民健康保険病院事務次長			
		消防対策部長		消防班長	南宗谷消防組合中頓別支署		
		南宗谷消防組合中頓別支署		南宗谷消防組合中頓別支署長			

資料 1 - 3 災害対策本部の事務分担

1 総務対策部

(1) 総務班

段階	項目	所掌事務
予防	防災関連計画の作成	(1) 地域防災計画の作成・更新に関する事 (2) 防災訓練計画の作成・更新に関する事 (3) 備蓄計画の作成・更新に関する事 (4) 災害時受援計画の作成・更新に関する事 (5) 業務継続計画の作成・更新に関する事
	組織の整備	(1) 町防災会議に関する事 (2) 円滑な相互応援の実施のために必要な協定の締結等に関する事 (3) 自主防災組織等の住民組織の育成指導に関する事 (4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に関する事
	災害に強いまちづくり	(1) 電源を確保するために必要な施設・設備の整備に関する事
	防災訓練	(1) 職員等に対する防災思想・知識の普及啓発及び防災教育に関する事 (2) 町民に対する防災思想・知識の普及啓発及び防災教育に関する事 (3) 居住者等に対する災害情報、避難情報の周知に関する事 (4) 防災訓練に関する事
	物資及び資材の備蓄	(1) 円滑に物資供給事業者の協力を得るために必要な協定の締結等に関する事 (2) 家庭、事業所における非常持出品の備蓄の啓発に関する事 (3) 食料・物資及び資材等の備蓄に関する事 (4) 物資搬送拠点施設の確保や備蓄倉庫の整備に関する事 (5) 備蓄された食料・物資及び資材等の点検・管理に関する事
	避難体制の整備	(1) 避難場所の指定に関する事 (2) 避難経路や避難場所の案内標識の設置に関する事 (3) 避難場所の整備に関する事 (4) 広域一時滞在避難に関する応援協定に関する事
応急	活動体制の確保	(1) 災害対策本部の設置・廃止等、災害対策本部の庶務に関する事 (2) 本部員及びその他職員の招集に関する事 (3) 防災会議委員（構成機関）との連絡調整に関する事 (4) 北海道に対する応援の要求及び応急対策実施の要請に関する事 (5) 他の市町村長等に対する応援の要求に関する事 (6) 自衛隊の災害派遣要請の要求及び受入に関する事 (7) 防災関係機関からの職員派遣受入れに関する事
	情報の収集・発信	(1) 気象庁から発表される気象・地象・水象に関する警報・予報等の受理・伝達に関する事 (2) 災害時における所管事項の執行記録に関する事 (3) 気象庁が提供する大雨警報・洪水警報の危険度分布の監視・伝達に関する事 (4) 防災行政無線による災害情報・避難に関する情報の伝達に関する事 (5) 災害情報等報告取扱要領に基づく道への報告に関する事 (6) 異常現象の通報の受理及び気象庁等の関係機関への通報に関する事 (7) 北海道総合通信局への通信機器の貸出要請に関する事
	広報	(1) 被災地視察及び災害見舞者の対応に関する事

段階	項目	所掌事務
応急	避難対策	(1) 避難に関する情報の発令の判断・解除に関すること (2) 避難に関する情報の発令の判断に対する国等の機関への助言の要求に関すること (3) 居住者に対する避難の立退きの勧告・指示に関すること (4) 屋内での待避等の安全確保措置の指示に関すること (5) 避難に関する情報の伝達の総括に関すること (6) 避難場所の開設に当たっての総括に関すること (7) 避難誘導に当たっての総括に関すること (8) 広域一時滞在に関すること
	応急措置	(1) 応急措置の実施にあたっての総合調整に関すること
	救助救出	(1) 災害救助法の適用手続きに関すること
	物資・資機材等の確保	(1) 国の機関、他の地方公共団体等に対する物資又は資材の供給の要請に関すること (2) 道知事に対する物資及び資材の供給の要請に関すること
復旧	被災者援護	(1) り災証明書等の交付の統括に関すること (2) 被災者台帳の作成及び提供の統括に関すること

(2) 住民班

段階	項目	所掌事務
予防	避難体制の整備	(1) 避難場所の良好な避難生活の確保や環境衛生に関すること
応急	活動体制の確保	(1) 住民組織等との連絡調整に関すること (2) 住民組織に対する応援の要求及び応急対策実施の要請に関すること
	情報の収集・発信	(1) 災害時における所管事項の執行記録に関すること (2) 人的被害に関する情報の収集・整理に関すること (3) 衛生（清掃）施設の被害に関する情報の収集・整理に関すること
	広報	(1) 安否情報の収集・整理・照会に関すること (2) 安否情報の収集・整理・照会の統括に関すること
	避難対策	(1) 避難場所以外の場所に滞在する被災者の配慮に関すること (2) 避難場所における生活環境の整備に必要な措置に関すること (3) 家庭動物同行避難者の対応に関すること
	応急措置	(1) 衛生（清掃施設）の被害に対する応急措置に関すること (2) 災害時の防犯・交通安全に関すること
	救助救出	(1) 遺体の収容・埋葬に関すること
	保健衛生・防疫	(1) 災害時のごみ収集及びし尿収集・処理等に関すること (2) 廃棄物等の処理に関すること (3) 仮設トイレの設置に関すること (4) 被災地の環境衛生対策に関すること (5) 逸走犬、放浪犬等の保護・収容に関すること
	復旧	(1) 衛生（清掃施設）の被害に対する復旧対策に関すること (2) 災害廃棄物の処理計画に関すること
	被災者援護	(1) り災証明書等の交付に関すること

(3) 政策経営班

段階	項目	所掌事務
予防	災害に強いまちづくり	(1) 災害情報の伝達に必要な施設・設備の整備に関すること
応急	活動体制の確保	(1) 職員及びその家族の被災・被害状況の調査に関すること (2) ライフライン事業者に対する応援の要求及び応急対策実施の要請に関すること
	情報の収集・発信	(1) 災害時における所管事項の執行記録に関すること (2) 電話・電気・ガス等のライフラインの被害に関する情報の収集・整理に関すること (3) り災者数及び世帯数に関する情報の収集・整理に関すること

段階	項目	所掌事務
応急	情報の収集・発信	(4) 避難の状況に関する情報の収集・整理に関すること (5) 被害状況の集計及び災害に関する統計・記録作成に関すること
	広報	(1) 報道機関との連絡調整に関すること (2) 防災行政無線を除く広報手段の確保に関すること (3) 住民に対する警報及び災害情報等の広報に関すること (4) 放送事業者等に対する警報の伝達等のための通信設備の優先利用の要求に関すること
	避難対策	(1) 避難に関する情報の伝達に必要な通信設備の確保に関すること
	応急措置	(1) 電話・電気・ガス等のライフライン事業者との連絡調整に関すること (2) 庁内情報ネットワーク設備に対する応急措置に関すること
	物資・資機材等の確保	(1) 暖房器具・石油類の燃料の確保・配分に関すること
	財政対策	(1) 災害対策に要する予算・調達及び資金計画に関すること (2) 被災に伴う金銭（見舞金の受け入れを含む。）の出納経理、保管に関すること (3) 被災者の町税等の減免に関すること (4) 応急公用負担に関すること (5) 自衛隊災害派遣部隊の経費に関すること
復旧	財政対策	(1) 災害復旧予算措置に関すること (2) 激甚災害に係る財政援助措置に関すること
	被災者援護	(1) 被災者台帳の作成及び提供に関すること (2) 被災者の生活再建に関すること (3) 応急金融支援に関すること (4) 災害義援金に関すること

2 産業対策部

(1) 産業班

段階	項目	所掌事務
予防	物資及び資材の備蓄	(1) 所管施設等の災害応急対策に必要な資機材の備蓄に関すること
	避難体制の整備	(1) 林野火災予防消防対策に関すること
応急	活動体制の確保	(1) 民間事業者との支援協定に基づく支援の要請に関すること (2) 農林被害の応急対策に係る町内関係業者の協力要請に関すること
	情報の収集・発信	(1) 災害時における所管事項の執行記録に関すること (2) 農林業被害に関する情報の収集・整理に関すること
	避難対策	(1) 所管施設等の避難に関する情報の伝達の実施に関すること (2) 所管施設等の避難誘導の実施に関すること
	応急措置	(1) 農林業被害に対する応急措置に関すること (2) 商工観光被害に対する応急措置に関すること
	保健衛生・防疫	(1) 家畜に対する防疫に関すること (2) 死亡獣畜の処理に関すること
	交通・輸送	(1) 林道の交通規制に関すること
復旧	復旧	(1) 農林業被害に対する復旧対策に関すること
	被災者援護	(1) 被災農林産業者への支援対策に関すること (2) 農林産業被害関係資金等の斡旋に関すること

（２）商工観光班

段階	項目	所掌事務
予防	防災教育	(1) 道の駅等の観光施設に対する防災思想・知識の普及啓発及び防災教育に関すること (2) 企業防災の促進に関すること
	物資及び資材の備蓄	(1) 所管施設等の災害応急対策に必要な資機材の備蓄に関すること
応急	活動体制の確保	(1) 商工観光被害の応急対策に係る町内関係業者の協力要請に関すること (2) 民間事業者との支援協定に基づく支援の要請に関すること
	情報の収集・発信	(1) 災害時における所管事項の執行記録に関すること (2) 商工観光被害に関する情報の収集・整理に関すること
	避難対策	(1) 所管施設等の避難に関する情報の伝達の実施に関すること (2) 所管施設等の避難誘導の実施に関すること
	応急措置	(1) 商工観光被害に対する応急措置に関すること
	交通・輸送	(1) 民間事業者の物資及び資機材の輸送に関すること
復旧	復旧	(1) 商工観光被害に対する復旧対策に関すること
	被災者援護	(1) 被災商工観光業者への支援対策に関すること (2) 商工観光被害関係資金等の斡旋に関すること

3 建設対策部

（１）建設班

段階	項目	所掌事務
予防	災害に強いまちづくり	(1) 建築物の不燃化の推進に関すること (2) 庁舎及び避難場所等の公共施設の耐震対策に関すること (3) 避難路の安全性を向上させるための事業の促進に関すること (4) 輸送路の整備に関すること (5) 土砂災害に関する治山事業の推進に関すること
	物資及び資材の備蓄	(1) 所管施設等の災害応急対策に必要な資機材の備蓄に関すること
応急	活動体制の確保	(1) 民間事業者との支援協定に基づく支援の要請に関すること (2) 上下水道被害の応急対策に係る町内関係業者の協力要請に関すること (3) 土木被害の応急対策に係る町内関係業者の協力要請に関すること
	情報の収集・発信	(1) 災害時における所管事項の執行記録に関すること (2) 住家被害に関する情報の収集・整理に関すること (3) 土木被害に関する情報の収集・整理に関すること (4) 上下水道の被害に関する情報の収集・整理に関すること (5) ブロック塀等の倒壊に関する情報の収集・整理に関すること (6) 庁舎等の被害に関する情報の収集・整理に関すること (7) 水防区域及び災害危険箇所等の巡視活動の実施に関すること
	避難対策	(1) 所管施設等の避難に関する情報の伝達の実施に関すること (2) 所管施設等の避難誘導の実施に関すること
	応急措置	(1) 警戒区域の設定に関すること (2) 土地、工作物等の一時使用・除却に関すること (3) 住民等に対する応急措置業務への従事命令に関すること (4) 住家被害に対する応急措置に関すること (5) 土木被害に対する応急措置に関すること (6) 上下水道の被害に対する応急措置に関すること (7) 被災者に対する応急給水に関すること (8) 浸水対策に関すること (9) 庁舎等の被害に対する応急措置に関すること (10) 災害時における緊急通行車両の通行を確保するための車両移動等の措置に対する指示に関すること

段階	項目	所掌事務
応急	物資・資機材等の確保	(1) 応急給水用・給水施設用応急復旧資機材の調達に関する事 (2) 給水施設の応急復旧に関する事
	交通・輸送	(1) 町道の交通規制に関する事 (2) 公用車のガソリンの確保に関する事 (3) 応急措置の実施に支障となる障害物の除去に関する事 (4) 輸送に必要な車両等の確保・運行管理・実施状況の記録に関する事 (5) 避難のための住民の輸送に関する事 (6) 物資及び資機材の輸送に関する事
	住宅対策	(1) 建築物の危険度判定に関する事 (2) 住宅の応急修理に関する事 (3) 公営住宅等の斡旋に関する事 (4) 応急仮設住宅に関する事 (5) 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録の作成に関する事
復旧	復旧	(1) 住家被害に対する復旧対策に関する事 (2) 土木被害に対する復旧対策に関する事 (3) 上下水道の被害に対する復旧対策に関する事
	被災者援護	(1) 被災者の上下水道使用料等の減免及び徴収等に関する事 (2) 住宅被害に対する金融支援に関する事

4 保健福祉対策部

(1) 保健班

段階	項目	所掌事務
予防	防災関連計画の作成	(1) 災害時受援計画（ボランティア等）の作成・更新に関する事
	組織の整備	(1) ボランティア活動の環境整備に関する事
	物資及び資材の備蓄	(1) 所管施設等の災害応急対策に必要な資機材の備蓄に関する事
応急	活動体制の確保	(1) ボランティアの受入れ・調整に関する事
	情報の収集・発信	(1) 災害時における所管事項の執行記録に関する事
	避難対策	(1) 所管施設等の避難に関する情報の伝達の実施に関する事 (2) 避難場所の開設・運営に関する事 (3) 所管施設等の避難誘導の実施に関する事 (4) 避難場所等における避難者の健康管理・感染症対策に関する事
	救助救出	(1) 救助救出及び救急活動の支援に関する事 (2) 日本赤十字社の救助活動に係る連絡調整に関する事
	物資・資機材等の確保	(1) 衣料、生活必需品の調達・配分に関する事 (2) 救援物資の集積に関する事 (3) 物資の配分等の実施状況の記録作成に関する事 (4) 日本赤十字社への災害救援物資の要請に関する事
	保健衛生・防疫	(1) 防疫従事者、検病調査従事者、検水調査従事者の編成に関する事 (2) 道が実施する防疫活動の支援に関する事 (3) 防疫活動に必要な資機材等の調達に関する事 (4) 避難場所の防疫活動に関する事

(2) 福祉班

段階	項目	所掌事務
予防	防災関連計画の作成	(1) 避難支援計画（個別計画）の作成に関する事 (2) 要配慮者等施設（福祉施設関連）の避難確保計画の作成の啓発に関する事

段階	項目	所掌事務
予防	組織の整備	(1) 避難行動要支援者に対する避難支援等関係者の確保・育成に関すること
	防災教育	(1) 要配慮者等及び避難支援等関係者に対する防災思想・知識の普及啓発及び防災教育に関すること
	物資及び資材の備蓄	(1) 所管施設等の災害応急対策に必要な資機材の備蓄に関すること
	避難行動要支援者対策	(1) 避難行動要支援者名簿の作成・更新に関すること (2) 避難行動要支援者に対する避難支援等関係者の育成・指導に関すること (3) 避難行動要支援者名簿に係る情報利用・提供方法の整備に関すること
応急	情報の収集・発信	(1) 災害時における所管事項の執行記録に関すること
	避難対策	(1) 所管施設等の避難に関する情報の伝達の実施に関すること (2) 所管施設等の避難誘導の実施に関すること (3) 避難行動要支援者の避難行動支援に関すること

5 文教対策部

(1) 教育班

段階	項目	所掌事務
予防	防災関連計画の作成	(1) 要配慮者等施設（学校施設関連）の避難確保計画の作成の啓発に関すること (2) 学校防災マニュアルの作成・更新に関すること
	防災教育	(1) 学校教育機関における防災思想・知識の普及啓発及び防災教育に関すること
	物資及び資材の備蓄	(1) 所管施設等の災害応急対策に必要な資機材の備蓄に関すること
応急	情報の収集・発信	(1) 災害時における所管事項の執行記録に関すること (2) 学校教育施設及び社会教育施設等の被害に関する情報の収集・整理に関すること (3) 幼児・児童・生徒及び保護者への災害情報の周知に関すること
	避難対策	(1) 所管施設等の避難に関する情報の伝達の実施に関すること (2) 避難場所の開設・運営に関すること (3) 所管施設等の避難誘導の実施に関すること
	応急措置	(1) 学校教育施設及び社会福祉施設等の被害に対する応急措置に関すること
	文化・教育	(1) 教職員、児童生徒等の安全確保及び安否確認に関すること (2) 応急教育対策に関すること (3) 学用品等の調達・供給に関すること (4) 学校教育施設及び社会教育施設等の応急利用に関すること
復旧	復旧	(1) 学校教育施設及び社会福祉施設等の被害に対する復旧対策に関すること

(2) 給食班

段階	項目	所掌事務
予防	物資及び資材の備蓄	(1) 所管施設等の災害応急対策に必要な資機材の備蓄に関すること
応急	情報の収集・発信	(1) 災害時における所管事項の執行記録に関すること (2) 給食施設等の被害に関する情報の収集・整理に関すること
	避難対策	(1) 所管施設等の避難に関する情報の伝達の実施に関すること (2) 避難場所の開設・運営に関すること (3) 所管施設等の避難誘導の実施に関すること

段階	項目	所掌事務
応急	物資・資機材等の確保	(1) 食料の調達及び配給に関すること (2) 炊き出しの実施に関すること
	文化・教育	(1) 給食施設の応急利用に関すること

(3) 認定こども園班

段階	項目	所掌事務
予防	物資及び資材の備蓄	(1) 所管施設等の災害応急対策に必要な資機材の備蓄に関すること
応急	情報の収集・発信	(1) 災害時における所管事項の執行記録に関すること (2) 認定こども園の被害に関する情報の収集・整理に関すること
	避難対策	(1) 所管施設等の避難に関する情報の伝達の実施に関すること (2) 避難場所の開設・運営に関すること (3) 所管施設等の避難誘導の実施に関すること
	応急措置	(1) 認定こども園等の被害に対する応急措置に関すること
復旧	復旧	(1) 認定こども園等の被害に対する復旧対策に関すること

6 支援対策部

(1) 支援班

段階	項目	所掌事務
応急	情報の収集・発信	(1) 災害時における所管事項の執行記録に関すること
	避難対策	(1) 避難場所の開設・運営に関すること
	応急措置	(1) 他部の応援に関すること

7 医療対策部

(1) 医療班

段階	項目	所掌事務
応急	活動体制の確保	(1) 宗谷医師会等に対する医療班派遣等の連絡調整に関すること
	情報の収集・発信	(1) 災害時における所管事項の執行記録に関すること (2) 病院施設の被害に関する情報の収集・整理に関すること
	避難対策	(1) 所管施設等の避難に関する情報の伝達の実施に関すること (2) 所管施設等の避難誘導の実施に関すること
	応急措置	(1) 病院施設の被害に対する応急措置に関すること
	医療	(1) 災害時における医療救護所の設置及び医療従事者の編成並びに診察運営等に関すること (2) 医療品、医薬品、衛生材料の確保に関すること (3) 救急医療及び助産等、医療救護活動の支援に関すること
復旧	復旧	(1) 病院施設の被害に対する復旧対策に関すること

8 消防対策部

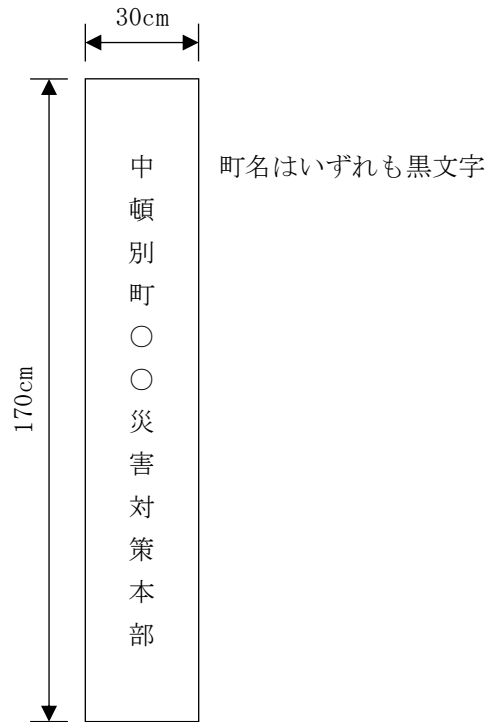
(1) 消防班

段階	項目	所掌事務
予防	防災関連計画の作成	(1) 消防計画の作成・更新に関すること
	組織の整備	(1) 消防団等の組織の整備に関すること (2) 広域消防相互応援に関すること
	災害に強いまちづくり	(1) 防災拠点ヘリポートの整備に関すること (2) 消防用施設の整備に関すること
	物資及び資材の備蓄	(1) 所管施設等の災害応急対策に必要な資機材の備蓄に関すること
応急	活動体制の確保	(1) 消防団との連絡調整に関すること (2) 災害時におけるヘリコプターの出動の要求に関すること

段階	項目	所掌事務
応急	情報の収集・発信	(1) 災害時における所管事項の執行記録に関すること (2) 消防施設の被害に関する情報の収集・整理に関すること (3) 消防施設の被害に関する情報の収集・整理に関すること (4) 火災発生状況に関する情報の収集・整理に関すること (5) 消防職員及び団員の出動延人数に関する情報の収集・整理に関すること (6) 消防庁即報基準に基づく消防庁への報告に関すること
	避難対策	(1) 避難誘導の実施に関すること
	応急措置	(1) 火災発生状況に関する情報の収集・整理に関すること (2) 消防活動・水防活動に関すること
	救助救出	(1) 行方不明者の捜索に関すること (2) 救助救出及び救急活動に関すること
	医療	(1) 重症患者等の輸送に関すること
	交通・輸送	(1) 医療及び助産で緊急を要する者のための輸送に関すること
復旧	被災者援護	(1) 火災に係るり災証明書等の交付に関すること

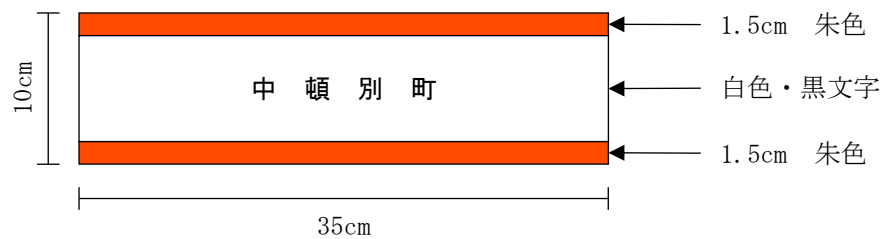
資料 1－4 表示板・腕章・標旗

1 表示板

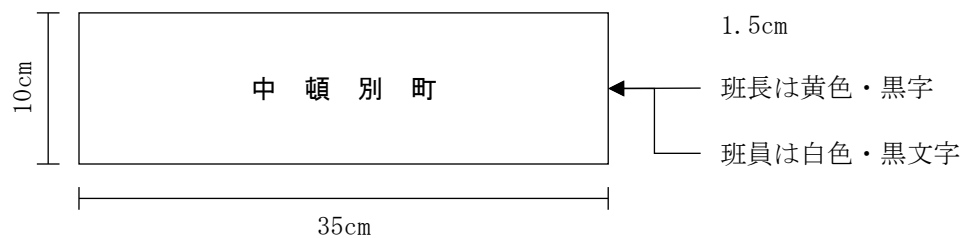


2 腕章

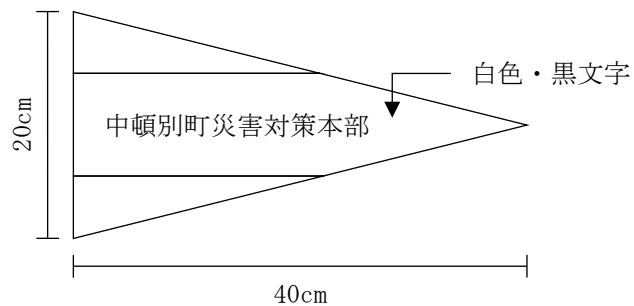
（1）本部長、副本部長、本部員用



（2）班長、班員用



3 標旗



資料 1 - 5 関係機関等の連絡先一覧表

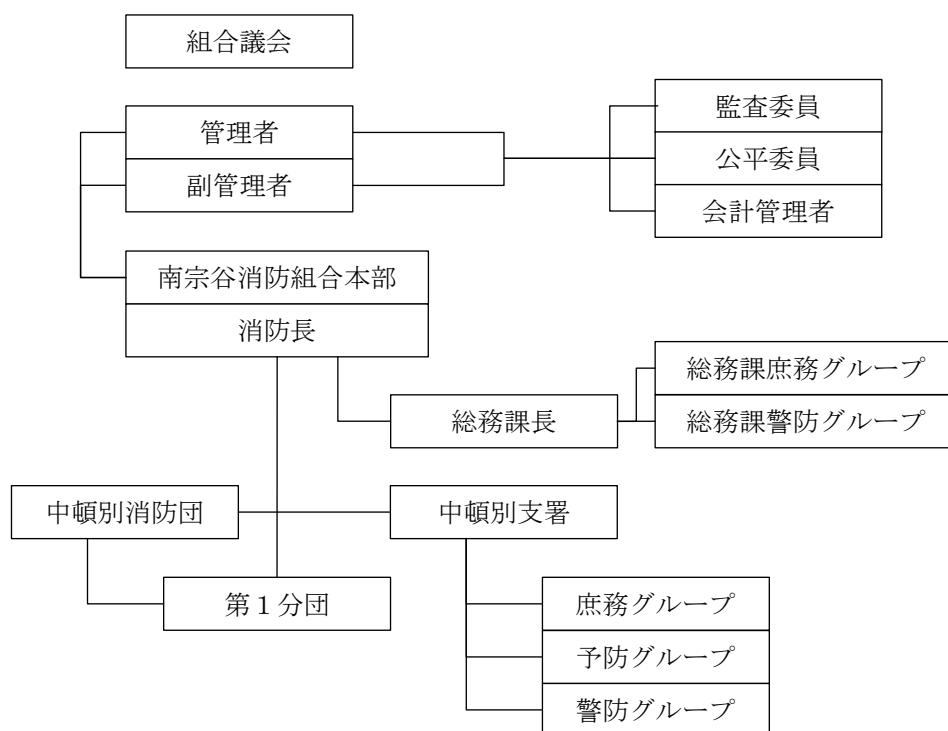
関係機関名（町外）	所在地	電話番号	適用
宗谷総合振興局	稚内市末広 4 丁目	0162-33-2526	
稚内地方気象台	稚内市開運 2 丁目	0162-23-2678	
稚内開発建設部	稚内市末広 5 丁目	0162-33-1000	
稚内建設管理部	稚内市末広 4 丁目	0162-33-3726	
宗谷総合振興局 保健環境部 保健行政室	稚内市末広 4 丁目	0162-32-2975	
稚内開発建設部 浜頓別道路事務所	浜頓別町字戸出	01634-2-2173	
稚内建設管理部 歌登出張所	枝幸町歌登	01636-8-2021	
宗谷農業改良普及センター	中頓別町字中頓別	01634-6-1414	
北海道電力ネットワークセンター（株） 浜頓別ネットワークセンター	中頓別町字中頓別	01634-2-2008	
中頓別町役場	中頓別町字中頓別	01634-6-1111	
南宗谷消防組合 中頓別支署	中頓別町字中頓別	01634-6-2119	
中頓別町国保病院	中頓別町字中頓別	01634-6-1131	
枝幸警察署 中頓別警察官駐在所	中頓別町字小頓別	01634-6-1040	
枝幸警察署 小頓別警察官駐在所	中頓別町字中頓別	01634-7-8051	
中頓別郵便局	中頓別町字小頓別	01634-6-1860	
小頓別郵便局	中頓別町字中頓別	01634-7-8350	
宗谷バス（株） 中頓別ターミナル	中頓別町字中頓別	01634-6-2298	
中頓別町商工会	中頓別町字中頓別	01634-6-1416	
東宗谷農業協同組合中頓別支所	中頓別町字中頓別	01634-6-1231	
中頓別・浜頓別町森林組合	中頓別町字中頓別	06134-6-1004	
中頓別町教育委員会	中頓別町字中頓別	01634-6-1111	
中頓別町介護福祉センター	中頓別町字中頓別	01634-6-1995	
在宅介護支援センター長寿園	中頓別町字中頓別	01634-6-1333	

〔消防〕

資料 2－1 消防機関の組織及び消防職（団）員の配備の状況

1 消防組織（南宗谷消防組合）

（令和 6 年 3 月 1 日現在）



2 消防職（団）員の配備の状況

（1）消防職員の配置

（令和 6 年 3 月 1 日現在）

区分		司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	計
中頓別支署	現員数	0	2	3	1	3	5	14
	基準							15

(2) 消防団員の配置

(令和6年3月1日現在)

区分		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
中頓別 消防団	定員	1	1	1	2	2	5	43	55
	現員	1	1	1	2	2	5	35	47
団本部		1	1				1	5	8
第1分団				1	2	2	4	30	39

(3) 所管区域

(令和6年3月1日現在)

組織			所管区域				
機関	機構						
南宗谷消防組合	中頓別支署		中頓別全域				
	中頓別消防団						
	第1分団	天龍班 知駒班 飛龍班	中頓別 兵安	寿 神崎	弥生 藤井	旭台 上駒	豊泉 松音知
		魂龍班 水龍班	敏音知	豊平			
		翔龍班	小頓別	上頓別	岩手	秋田	栄

資料 2－2 消防設備

(令和 6 年 3 月 1 日現在)

	水槽車	タンク車	ポンプ車	小型ポンプ	司令車	救急車
中頓別支署	1	1			1	2
第 1 分団			1	3		

資料 2－3 中頓別支署・中頓別消防団・各分団消防機械器具配置状況

(令和 6 年 3 月 1 日現在)

機・器名	分団名	中頓別支署	第 1 分団	敏音知消防団 詰所	小頓別消防団 詰所	計
ホース			104	36	59	199
発電機		5	2	1	1	9
拡声装置		5	2	1	2	10
携帯拡声器		2				2
2 連梯子		2	2	2	1	7
3 連梯子		2				2
空気呼吸器		11				11
特殊管槍		8				8
エアホームノズル		1				1
化学消化剤（天龍）		100ℓ				100 L
鳶口		21	29	28	34	112
剣先スコップ		19	2	15	14	50
スコップ		17	1	2	2	22
強力ライト		2	3	2	2	9
カケヤ			3	2	4	9
手斧		10	7	4	2	23
灯光機		1	3	1	2	7
充電器		1	1	1	1	4
水防用ゴム合羽			15	6	10	31
特長			15	6	10	31
布バケツ				23		23
中継用水槽		1				1
土のう		1,000		190	160	1,350
救急用担架			1	1	1	3
水のう付手動ポンプ		5				5
救助用油圧エンジン		1				1
エンジンカッター		1				1
レスキューカッター		1				1
スプレッター		2				2
エアーソー		1				1
ストライカー		1				1
ファーストレスポンド ージャッキ		2				2
梯子（カギ付）		1				1
レシプロソー		1				1
チルホール		1				1
送風機		1				1
チェーンソー		1				1
空気ボンベ充填機		1				1
バルーン投光器		1				1

〔災害履歴・気象関連・観測所等〕

資料 3－1 災害記録

発生年月日	種別	災害状況
大正 7 年 4 月 9 日	火災	中頓別市街地で火災発生 住宅等51棟全焼
大正11年 9 月 4 日	大雨	村内の各河川氾濫し被害多し
昭和 7 年 8 月12日	大雨	3 日間にわたる集中豪雨で大小の河川氾濫 被害面積 100% 126ha 被害面積 70% 874ha 被害面積 50% 64ha
昭和10年10月 9 日	大雨	頓別川上流一帯が氾濫 小頓別で女兒 3 人が水死 秋田、岩手、上頓別、敏音知で堤防決壊 耕地の流出等で多大の被害
昭和12年 2 月14日	風雪害	風速40mを超える暴風雨 3 日間にわたり吹き荒れる 交通の途絶 鉄道 4 日間運行停止
昭和12年 4 月15日	雪溶け	河川の増水で氷塊の流出 橋梁の流出 5 橋 橋梁の破損 2 橋 床上浸水 34戸 床下浸水 56戸 耕地冠水 393ha
昭和12年 4 月19日 ～20日	雪溶け	河川の増水 馬鈴薯種子 2,420俵 冠水・流出
昭和23年 5 月	山林火災	松音知の開拓地より山火事発生 4 ha焼失 7 月15日にも発生 4 ha焼失
昭和25年 6 月15日	山林火災	豊平で山火事発生 28ha焼失
昭和25年 6 月17日	住宅火災	小頓別市街火災発生 住宅29戸全焼
昭和26年 5 月30日	山林火災	松音知の開墾地より山火事発生 20ha焼失
昭和28年 7 月19日	大雨	19日～28日にかけて114mmの降雨 畑 369ha冠水
昭和28年 8 月15日	集中豪雨	15日～16日にかけて集中豪雨 堤防 20ヶ所 1,330m決壊 畑 464ha冠水
昭和30年 7 月 8 月	集中豪雨	2 度にわたる水害 農地 88ha流失 橋梁 7 橋流失 13橋破損 道路 120m流失 堤防 2,042m決壊 床下以上浸水 166戸 被害額 9,250万円
昭和37年 8 月	集中豪雨	台風 9 号による被害 被害農家 744戸 被害面積 782ha

発生年月日	種別	災害状況
昭和44年 3月26日	融雪水害	小頓別市街で融雪水害 自衛隊の出動により 2 日間排水作業
昭和45年 2月11日	猛吹雪	4 日間にわたり天北線が不通 中頓別駅で列車立ち往生 炊き出しを行う
昭和45年10月25日	暴風雨	集中豪雨による災害発生 降水量 157mm 床上浸水 13戸 床下浸水 39戸 堤防決壊 5ヶ所 橋梁流失 3橋 農地の冠水・土砂流入 216ha 被害額 3,975万円
昭和47年12月	風雪害	道北一円の暴風雪で 1 週間前後にわたって停電となる。
昭和49年 8月14日	大雨	大雨による災害発生 床下浸水 20戸 農業被害 20ha
昭和50年 4月 6 日	融雪	融雪による災害発生 床上浸水 3戸 床下浸水 11戸 町道冠水 1ヶ所
昭和54年10月20日	大雨	台風20号による災害発生 住宅被害 21棟 床上・下浸水 4棟 学校教育施設 1棟（学校体育館屋根）
昭和55年 3月11日 ～14日 昭和56年 3月15日	風雪	猛吹雪による交通被害 天北線、道道が不通となる
平成 8 年 7月30日	大雨	大雨による災害発生 農業被害 農地 4ha 被害額 300千円 農作物 牧草ロール 50個 360千円 林道被害 5箇所 被害額 9,000千円 物置床下浸水 2棟 被害額 300千円
平成 8 年11月 8 日	暴風雨	暴風雨による災害発生 住宅被害 一部破損 7棟 被害額 340千円 営農施設 34件 被害額 5,975千円
平成 9 年 8月 2 日 ～ 4 日	大雨	集中豪雨による災害発生 8月2日～4日 降雨量 102mm 農業被害 39件 被害額 202,820千円 土木被害 19ヶ所 被害額 112,700千円 林道被害 1ヶ所 被害額 5,000千円
平成10年 9月16日	暴風雨	台風 5 号による災害発生 社会教育施設 1件 被害額 1,000千円
平成11年 7月29日	大雨	集中豪雨による災害発生 農業被害 3件 被害額 55,000千円 土木被害 8ヶ所 被害額 19,784千円 林業被害 9件 被害額 16,594千円
平成11年 8月22日	大雨	集中豪雨による災害発生 住宅被害 床下浸水 2棟 土木被害 9ヶ所 被害額 31,724千円

発生年月日	種別	災害状況
平成12年10月 8 日 9 日	大雨	集中豪雨による災害発生 8 日13時～9 日12時 降雨量 153mm 床上浸水 12戸 被害額 800千円 床下浸水 32戸 被害額 200千円 農業用水路 31ヶ所 被害額 24,264千円 農業用道路 5ヶ所 被害額 1,611千円 河川 10ヶ所 被害額 35,000千円 道路 14ヶ所 被害額 43,400千円 林道 11ヶ所 被害額 11,326千円 社会教育施設 4 施設 被害額 7,356千円 合計 123,957千円
平成22年 8 月13日 14日	大雨	集中豪雨による災害発生 13日22時～14日22時 降雨量 58mm 床下浸水 1 戸 農業被害 78ヶ所 被害額 37,100千円 土木被害 6ヶ所 被害額 14,273千円 林業被害 4ヶ所 被害額 3,400千円 合計 54,773千円
平成23年12月14日	大雪	大雪による災害発生 農業被害 3ヶ所 被害額 12,000千円
平成25年 4 月 7 日	暴風	最大風速16mの暴風雨による災害発生 農業被害 2ヶ所 被害額 3,083千円

資料3-2 警報・注意報発表基準一覧

※警報・注意報発表基準一覧については、例年5～6月に更新される。そのため、本頁に記載の令和6年5月23日版よりも新しい基準が発表されていると考えられる場合については、下記URLに掲載されているものを参照することとする。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/wakkanai/kijun_0151300.pdf

令和6年5月23日現在
発表官署 稚内地方気象台

中 頓 別 町	府県予報区		宗谷地方	
	一次細分区域		宗谷地方	
	市町村等をまとめた地域		宗谷南部	
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	10
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	101
	洪水		流域雨量指数基準	頓別川流域＝24.3，兵知安川流域＝16.1， 平賀内川流域＝7.3，知駒内川流域＝6.3
			複合基準*1	－
			指定河川洪水予報 による基準	－
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm
	波浪		有義波高	
高潮		潮位		
注 意 報	大雨		表面雨量指数基準	6
			土壌雨量指数基準	77
	洪水		流域雨量指数基準	頓別川流域＝19.4，兵知安川流域＝12.8， 平賀内川流域＝5.8，知駒内川流域＝4.9
			複合基準*1	－
			指定河川洪水予報 による基準	－
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	11m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		50mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
	濃霧		視程	200m
	乾燥		最小湿度30% 実効湿度60%	
	なだれ		①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上	
	低温		5月～10月：（平均気温）平年より5℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月：（最低気温）平年より8℃以上低い	
	霜		最低気温3℃以下	
	着氷			
	着雪		気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
	記録的短時間大雨情報			1時間雨量

*1 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

資料 3－3 気象警報発令時等の伝達責任者及び周知責任者

1 伝達責任者

(1) 平日（昼間）の場合

総務課長

(2) 夜間、休日の場合

夜間……警備会社 ⇒ 総務課長又は総務課総務グループ長、防災担当者

休日……警備会社 ⇒ 総務課長又は総務課総務グループ長、防災担当者

2 周知責任者

(1) 災害対策各部長

(2) 地区連絡責任者及び関係機関の防災担当者

資料3-4 雨量観測所・水位観測所

1 雨量観測所

水系名	河川名	観測所名	所在地
頓別川	頓別川	寿	字寿65番地1地先河川敷（高砂橋地点）
頓別川	頓別川	中頓別（気象）	字上駒
頓別川	頓別川	頓別川中頓別	字上駒85番地1地先河川敷（上駒橋地点）
頓別川	頓別川	頓別川小頓別	字小頓別600番地1地先河川敷（落合橋地点）
頓別川	頓別川	小頓別（道路）	字小頓別742-3
頓別川	頓別川	中頓別（道路）	字上駒

2 水位観測所

水系名	河川名	観測所名	位置	水位（m）				管理者
				水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	
頓別川	頓別川	頓別川中頓別	字上駒	21.61	22.63	23.81	24.37	稚内建設管理部
頓別川	頓別川	頓別川小頓別	字小頓別	98.88	99.78	100.09	100.72	稚内建設管理部
頓別川	頓別川	頓別川常盤	字頓別	5.53	6.30	6.91	7.25	稚内建設管理部
頓別川	頓別川	頓別川寿	字寿	16.38	17.69	19.52	19.86	稚内建設管理部
頓別川	兵知安川	兵知安川	字中頓別	21.47	22.43	23.16	23.97	稚内建設管理部

〔災害危険箇所〕

資料 4－1 重要水防箇所

水系名	河川名	右 左 岸	起点位置 (km)			終点位置 (km)			重要水防 区域延長 (km)	重要度	築堤 有無	備考
			地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
頓別川	頓別川	左	小頓別	落合橋から0.1km下流	57.70	小頓別	落合橋から0.4km上流	58.20	0.50	B	無	
頓別川	頓別川	右	弥生	一己内橋から0.2km下流	21.10	弥生	一己内橋から0.1km上流	21.40	0.30	B	有	
頓別川	頓別川	右	寿	平賀内川との合流点から0.2km下流	25.00	寿	平賀内川との合流点から0.1km上流	25.30	0.30	B	有	
頓別川	頓別川	右	中頓別	角田の沢川との合流点から0.1km下流	26.00	中頓別	兵知安川との合流点	26.90	0.90	A	有	樋門
頓別川	兵知安川	右	中頓別	頓別川との合流点	0.00	中頓別	ふれあい橋	1.45	1.45	B	有	

資料 4-2 土砂災害（特別）警戒区域

1 急傾斜地の崩壊

番号	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
1	中頓別町字上頓別	中頓別小頓別	I-6-59-2394	令和 3 年 3 月 26 日	○	○

2 土石流

番号	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
1	中頓別町字上駒	上駒の沢川	II-62-0290	令和 3 年 3 月 26 日	○	—
2	中頓別町字秋田	寺島中沢川	II-62-0250	令和 3 年 3 月 26 日	○	—
3	中頓別町字上駒	市橋の沢川	II-62-0300	令和 3 年 3 月 26 日	○	—
4	中頓別町字小頓別	栄川の沢川	II-62-0260	令和 3 年 3 月 26 日	○	○
5	中頓別町字上頓別	清上橋の沢川	II-62-0270	令和 3 年 3 月 26 日	○	—
6	中頓別町字藤井	清涼橋北の沢川	II-62-0240	令和 3 年 3 月 26 日	○	—
7	中頓別町字豊平	福栄橋の沢川	II-62-0280	令和 3 年 3 月 26 日	○	—
8	中頓別町字神埼	茂兵知安川	II-62-0220	令和 3 年 3 月 26 日	○	—
9	中頓別町字兵安	豊沃橋の沢川	II-62-0230	令和 3 年 3 月 26 日	○	○
10	中頓別町字兵安	エイコノ沢川	II-62-0210	令和 3 年 3 月 26 日	○	—

3 地すべり

番号	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
1	中頓別町字敏音知	敏音知	6-12-345	令和 3 年 3 月 26 日	○	—
2	中頓別町字敏音知、字豊平	敏音知（2）	6-52-486	令和 3 年 3 月 26 日	○	—
3	中頓別町字松音知	松音知	6-11-344	令和 3 年 3 月 26 日	○	—

北海道作成の北海道士砂災害警戒情報システムを基に作成
<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>
 （最終アクセス日：令和 6 年 3 月 1 日）

資料4-3 山地災害危険地区

1 山腹崩壊危険地区

(1) 道管理

字	危険地区名
字小頓別	山513-513-0001

字	危険地区名
字上駒	山513-513-0002

2 崩壊土砂流出危険地区

(1) 国管理

地区名	箇所番号
6の沢	513-001
矢走沢	513-002

地区名	箇所番号
エイコ沢	513-003

(2) 道管理

字	危険地区名
字寿	崩513-513-0001
字寿	崩513-513-0002
字上駒	崩513-513-0003
字上駒	崩513-513-0004
字上駒	崩513-513-0005
字松音知	崩513-513-0006
字松音知	崩513-513-0007
字松音知	崩513-513-0008
字敏音地	崩513-513-0009
字敏音知	崩513-513-0010
字敏音知	崩513-513-0011
字豊平	崩513-513-0012
字豊平	崩513-513-0013
字豊平	崩513-513-0014
字豊平	崩513-513-0015
字上頓別	崩513-513-0016
上頓別	崩513-513-0017
字小頓別	崩513-513-0018
字岩手	崩513-513-0019
字岩手	崩513-513-0020
字上頓別	崩513-513-0021
字上頓別	崩513-513-0022

字	危険地区名
字豊平	崩513-513-0023
字敏音知	崩513-513-0024
字敏音知	崩513-513-0025
字松音知	崩513-513-0026
字松音知	崩513-513-0027
字兵安	崩513-513-0028
字兵安	崩513-513-0029
字兵安	崩513-513-0030
字兵安	崩513-513-0031
字兵安	崩513-513-0032
字寿	崩513-513-0033
字寿	崩513-513-0034
字豊泉	崩513-513-0035
字豊泉	崩513-513-0036
字豊泉	崩513-513-0037
字豊泉	崩513-513-0038
字豊泉	崩513-513-0039
字兵安	崩513-513-0040
字兵安	崩513-513-0041
字兵安	崩513-513-0042
字上駒	崩513-513-0043

※国管理は北海道森林管理局のWebサイト (<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/tisan/kikentiiki/index.html>)、道管理は北海道のWebサイト (<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/tsn/kikenchiku.html>) を基に作成 (最終アクセス日: 令和6年3月1日)

資料 4 - 4 町内危険物施設

(令和 6 年 3 月 1 日現在)

事業所名	所在地	管理者	危険予想区域	世帯	施設名
米田石油（株）	字中頓別43番地	代表取締役	1・2・あかね町内	22	給油取扱所 耐火倉庫 移動タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所
	字中頓別9番地	代表取締役	1・2・寿町内	9	屋外タンク貯蔵所 一般取扱所
北碓石油（株）	字中頓別18番地	代表取締役	1・2町内	20	給油取扱所 一般取扱所 屋内貯蔵所 移動タンク貯蔵所
ホクレン中頓別給油所	字中頓別23番地	代表理事組合長	1・3・7町内	41	給油取扱所
ホクレン農業協同組合連合会	字中頓別411番地	代表理事会長	2・4町内	22	一般取扱所 地下タンク貯蔵所
（株）ホクレン商事	字中頓別18番地	代表取締役	2・4町内	22	移動タンク貯蔵所
丸一運輸（株）	字中頓別18番地	代表取締役	2・4町内	22	移動タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所
中頓別小学校	字中頓別998番地	町長	6町内	19	地下タンク貯蔵所
（有）宮崎商会	字中頓別45番地	代表取締役	1・あかね町内	20	一般取扱所（詰替え） 移動タンク貯蔵所
学校給食センター	字中頓別186番地	町長	6町内	19	地下タンク貯蔵所
中頓別町国保病院	字中頓別175番地	町長	1・あかね町内	15	地下タンク貯蔵所
中頓別町こども館	字中頓別182番地	町長	5・7町内	18	地下タンク貯蔵所
老人ホーム長寿園	字中頓別160番地	理事長	1・あかね町内	24	地下タンク貯蔵所 地下タンク貯蔵所
稚内開発建設部	字上駒	稚内開発建設部長	上駒	1	屋外タンク貯蔵所
天北厚生園	字上駒	理事長	上駒		地下タンク貯蔵所
中頓別一般廃棄物処理施設	字弥生	町長	弥生		地下タンク貯蔵所
中頓別観光開発（株） （ピンネシリ温泉）	字敏音知	代表取締役	敏音知	5	490ℓ×2
緑風観光（株） 豊泉鉱業所	字豊泉	代表取締役	豊泉		屋外タンク貯蔵所

資料4-5 地震被害想定

中頓別町の地震被害想定結果		9. 増毛山地東縁断層帯（モデル30_2）の地震		
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.7	4.7	4.7
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A (箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
	崩壊危険度B (箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
	崩壊危険度C (箇所)	1箇所	1箇所	1箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	0棟	0棟	0棟
	揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	0棟	0棟	0棟
	液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	計	0棟	0棟	0棟
(5) 火災被害	全出火件数	0件	0件	0件
	炎上出火件数	0件	0件	0件
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人
	計	死者数	0人	0人
		重傷者数	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯
		※断水人口 (直後)	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯
		※断水人口 (1日後)	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯
		※断水人口 (2日後)	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0.1km	0.1km
		機能支障世帯数	6世帯	6世帯
		※機能支障人口	13人	13人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	2箇所	2箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	6箇所	6箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない				

中頓別町の地震被害想定結果			10. 増毛山地東縁断層帯（モデル45_1）の地震		
被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1)地震動		地表における震度(評価単位最大)	4.3	4.3	4.3
(3)急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度B（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度C（箇所）	1箇所	1箇所	1箇所
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟
	半壊棟数	0棟	0棟	0棟	
(5)火災被害		全出火件数	0件	0件	0件
		炎上出火件数	0件	0件	0件
		焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人	0人
		避難者数計	0人	0人	0人
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（直後）	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（1日後）	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（2日後）	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない				

中頓別町の地震被害想定結果			11. 増毛山地東縁断層帯（モデル45_2）の地震		
被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1)地震動		地表における震度(評価単位最大)	4.7	4.7	4.7
(3)急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度B（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度C（箇所）	1箇所	1箇所	1箇所
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟
	半壊棟数	0棟	0棟	0棟	
(5)火災被害		全出火件数	0件	0件	0件
		炎上出火件数	0件	0件	0件
		焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
避難所外避難者数		0人	0人	0人	
避難者数計		0人	0人	0人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（直後）	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（1日後）	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（2日後）	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0.1km	0.1km	0.1km
		機能支障世帯数	6世帯	6世帯	6世帯
		※機能支障人口	13人	13人	13人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	6箇所	6箇所	6箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

中頓別町の地震被害想定結果			12. 増毛山地東縁断層帯（モデル45_3）の地震		
被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1)地震動		地表における震度(評価単位最大)	4.2	4.2	4.2
(3)急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度B（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度C（箇所）	1箇所	1箇所	1箇所
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟
	半壊棟数	0棟	0棟	0棟	
(5)火災被害		全出火件数	0件	0件	0件
		炎上出火件数	0件	0件	0件
		焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人	0人
		避難者数計	0人	0人	0人
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（直後）	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（1日後）	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（2日後）	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない				

中頓別町の地震被害想定結果		13. 増毛山地東縁断層帯（モデル45_4）の地震			
被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1)地震動		地表における震度(評価単位最大)	4.5	4.5	4.5
(3)急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度B（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度C（箇所）	1箇所	1箇所	1箇所
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟
	半壊棟数	0棟	0棟	0棟	
(5)火災被害		全出火件数	0件	0件	0件
		炎上出火件数	0件	0件	0件
		焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人	0人
		避難者数計	0人	0人	0人
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（直後）	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（1日後）	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（2日後）	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0.1km	0.1km	0.1km
		機能支障世帯数	5世帯	5世帯	5世帯
		※機能支障人口	10人	10人	10人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	その他の道路の被害	被害箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

中頓別町の地震被害想定結果			14. 増毛山地東縁断層帯（モデル45_5）の地震		
被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動		地表における震度(評価単位最大)	3.9	3.9	3.9
(3) 急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度 A（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度 B（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度 C（箇所）	1箇所	1箇所	1箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟
	半壊棟数	0棟	0棟	0棟	
(5) 火災被害		全出火件数	0件	0件	0件
		炎上出火件数	0件	0件	0件
		焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人	0人
避難者数計		0人	0人	0人	
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（直後）	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（1日後）	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（2日後）	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

中頓別町の地震被害想定結果			15. 沼田ー砂川付近の断層帯（モデル30_3）の地震		
被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1)地震動		地表における震度(評価単位最大)	4.3	4.3	4.3
(3)急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度B（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度C（箇所）	1箇所	1箇所	1箇所
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟
	半壊棟数	0棟	0棟	0棟	
(5)火災被害		全出火件数	0件	0件	0件
		炎上出火件数	0件	0件	0件
		焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人	0人
		避難者数計	0人	0人	0人
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（直後）	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（1日後）	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（2日後）	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	－	－	－
		復旧日数(人員1/4)	－	－	－
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	－	－	－
		復旧日数(人員1/4)	－	－	－
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

中頓別町の地震被害想定結果		16. 沼田ー砂川付近の断層帯（モデル30_4）の地震		
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	4	4	4
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度 A (箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
	崩壊危険度 B (箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
	崩壊危険度 C (箇所)	1箇所	1箇所	1箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟
	計	全壊棟数	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟
(5) 火災被害	全出火件数	0件	0件	0件
	炎上出火件数	0件	0件	0件
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人
	計	死者数	0人	0人
		重傷者数	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人
		避難者数計	0人	0人
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		通行支障箇所数	0箇所	0箇所

中頓別町の地震被害想定結果		17. 沼田－砂川付近の断層帯（モデル45_1）の地震		
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.2	4.2	4.2
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度 A (箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
	崩壊危険度 B (箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
	崩壊危険度 C (箇所)	1箇所	1箇所	1箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟
	計	全壊棟数	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟
(5) 火災被害	全出火件数	0件	0件	0件
	炎上出火件数	0件	0件	0件
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人
	計	死者数	0人	0人
		重傷者数	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人
		避難者数計	0人	0人
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯
		※断水人口 (直後)	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯
		※断水人口 (1日後)	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯
		※断水人口 (2日後)	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
		その他の道路の被害	0箇所	0箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない				

中頓別町の地震被害想定結果		18. 沼田ー砂川付近の断層帯（モデル45_2）の地震		
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	3.8	3.8	3.8
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度 A (箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
	崩壊危険度 B (箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
	崩壊危険度 C (箇所)	1箇所	1箇所	1箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟
	計	全壊棟数	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟
(5) 火災被害	全出火件数	0件	0件	0件
	炎上出火件数	0件	0件	0件
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人
	計	死者数	0人	0人
		重傷者数	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人
		避難者数計	0人	0人
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない				

中頓別町の地震被害想定結果		19. 沼田－砂川付近の断層帯（モデル45_3）の地震			
被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1)地震動		地表における震度(評価単位最大)	4.3	4.3	4.3
(3)急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度B（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度C（箇所）	1箇所	1箇所	1箇所
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟
	半壊棟数	0棟	0棟	0棟	
(5)火災被害		全出火件数	0件	0件	0件
		炎上出火件数	0件	0件	0件
		焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人	0人
		避難者数計	0人	0人	0人
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（直後）	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（1日後）	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（2日後）	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	－	－	－
		復旧日数(人員1/4)	－	－	－
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	－	－	－
		復旧日数(人員1/4)	－	－	－
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

中頓別町の地震被害想定結果		20. 沼田ー砂川付近の断層帯（モデル45_4）の地震			
被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1)地震動		地表における震度(評価単位最大)	4	4	4
(3)急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度B（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度C（箇所）	1箇所	1箇所	1箇所
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟
	半壊棟数	0棟	0棟	0棟	
(5)火災被害		全出火件数	0件	0件	0件
		炎上出火件数	0件	0件	0件
		焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人	0人
		避難者数計	0人	0人	0人
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（直後）	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（1日後）	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（2日後）	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

中頓別町の地震被害想定結果			41. サロベツ断層帯（北延長、モデル30_2）の地震			
被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動		地表における震度(評価単位最大)	6	6	6	
(3)急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所	
		崩壊危険度B（箇所）	1箇所	1箇所	1箇所	
		崩壊危険度C（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	10棟	5棟	10棟	
		揺れによる半壊棟数	76棟	33棟	76棟	
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
	計	全壊棟数	10棟	5棟	10棟	
	半壊棟数	76棟	33棟	76棟		
(5)火災被害		全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
		炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
		焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		揺れによる軽傷者数	6人	2人	4人	
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		軽傷者数	6人	2人	4人	
	避難者数	避難所生活者数	203人	191人	203人	
避難所外避難者数		109人	103人	109人		
避難者数計		312人	294人	312人		
(7)ライフライン被害		被害箇所数	35箇所	35箇所	35箇所	
		断水世帯数(直後)	725世帯	725世帯	725世帯	
		※断水人口（直後）	1,593人	1,593人	1,593人	
		断水世帯数(1日後)	493世帯	493世帯	493世帯	
		※断水人口（1日後）	1,083人	1,083人	1,083人	
		断水世帯数(2日後)	484世帯	484世帯	484世帯	
		※断水人口（2日後）	1,063人	1,063人	1,063人	
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—	
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
		下水道の被害	被害延長(km)	0.8km	0.8km	0.8km
機能支障世帯数	36世帯		36世帯	36世帯		
※機能支障人口	79人		79人	79人		
復旧日数(人員1/2)	—		—	—		
復旧日数(人員1/4)	—		—	—		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	6箇所	6箇所	6箇所	
	その他の道路の被害	被害箇所数	24箇所	24箇所	24箇所	
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満	
		通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満	
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満	
		通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない						

中頓別町の地震被害想定結果			42. サロベツ断層帯（北延長、モデル30_3）の地震		
被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動		地表における震度(評価単位最大)	5. 7	5. 7	5. 7
(3) 急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度 A（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度 B（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度 C（箇所）	1箇所	1箇所	1箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	13棟	7棟	13棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	半壊棟数	13棟	7棟	13棟	
(5) 火災被害		全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
		炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
		焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	78人	76人	78人
		避難所外避難者数	42人	41人	42人
避難者数計		120人	117人	120人	
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	10箇所	10箇所	10箇所
		断水世帯数(直後)	439世帯	439世帯	439世帯
		※断水人口（直後）	965人	965人	965人
		断水世帯数(1日後)	235世帯	235世帯	235世帯
		※断水人口（1日後）	516人	516人	516人
		断水世帯数(2日後)	226世帯	226世帯	226世帯
		※断水人口（2日後）	496人	496人	496人
		復旧日数(人員1/2)	－	－	－
		復旧日数(人員1/4)	－	－	－
	下水道の被害	被害延長(km)	0. 8km	0. 8km	0. 8km
		機能支障世帯数	33世帯	33世帯	33世帯
		※機能支障人口	73人	73人	73人
		復旧日数(人員1/2)	－	－	－
		復旧日数(人員1/4)	－	－	－
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	5箇所	5箇所	5箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	19箇所	19箇所	19箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

中頓別町の地震被害想定結果			43. サロベツ断層帯（北延長、モデル30_5）の地震			
被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動		地表における震度(評価単位最大)	5.2	5.2	5.2	
(3)急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所	
		崩壊危険度B（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所	
		崩壊危険度C（箇所）	1箇所	1箇所	1箇所	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
		揺れによる半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟	
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟	
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
	半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満		
(5)火災被害		全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
		炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
		焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人	
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人	
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人	
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	避難者数	避難所生活者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		避難所外避難者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		避難者数計	1人	1人	1人	
(7)ライフライン被害		被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満	
		断水世帯数(直後)	3世帯	3世帯	3世帯	
		※断水人口（直後）	7人	7人	7人	
		断水世帯数(1日後)	5世帯	5世帯	5世帯	
		※断水人口（1日後）	11人	11人	11人	
		断水世帯数(2日後)	4世帯	4世帯	4世帯	
		※断水人口（2日後）	10人	10人	10人	
		復旧日数(人員1/2)	－	－	－	
		復旧日数(人員1/4)	－	－	－	
		下水道の被害	被害延長(km)	0.3km	0.3km	0.3km
機能支障世帯数	15世帯		15世帯	15世帯		
※機能支障人口	33人		33人	33人		
復旧日数(人員1/2)	－		－	－		
復旧日数(人員1/4)	－		－	－		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	
	その他の道路の被害	被害箇所数	12箇所	12箇所	12箇所	
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない						

中頓別町の地震被害想定結果			50. 北海道北西沖（モデルNo.2）の地震		
被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1)地震動		地表における震度(評価単位最大)	5.3	5.3	5.3
(3)急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度B（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度C（箇所）	1箇所	1箇所	1箇所
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	1棟	1棟	1棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	半壊棟数	1棟	1棟	1棟	
(5)火災被害		全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
		炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
		焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	7人	7人	7人
		避難所外避難者数	4人	4人	4人
		避難者数計	11人	11人	11人
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
		断水世帯数(直後)	28世帯	28世帯	28世帯
		※断水人口（直後）	62人	62人	62人
		断水世帯数(1日後)	24世帯	24世帯	24世帯
		※断水人口（1日後）	54人	54人	54人
		断水世帯数(2日後)	23世帯	23世帯	23世帯
		※断水人口（2日後）	50人	50人	50人
		復旧日数(人員1/2)	－	－	－
		復旧日数(人員1/4)	－	－	－
	下水道の被害	被害延長(km)	0.3km	0.3km	0.3km
		機能支障世帯数	15世帯	15世帯	15世帯
		※機能支障人口	34人	34人	34人
		復旧日数(人員1/2)	－	－	－
		復旧日数(人員1/4)	－	－	－
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	4箇所	4箇所	4箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	16箇所	16箇所	16箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

中頓別町の地震被害想定結果			51. 北海道北西沖（モデルNo. 5）の地震		
被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動		地表における震度(評価単位最大)	5.2	5.2	5.2
(3) 急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度 A（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度 B（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度 C（箇所）	1箇所	1箇所	1箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
(5) 火災被害		半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
		炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
		焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	3人	3人	3人
		避難所外避難者数	1人	1人	1人
		避難者数計	4人	4人	4人
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		断水世帯数(直後)	12世帯	12世帯	12世帯
		※断水人口（直後）	25人	25人	25人
		断水世帯数(1日後)	12世帯	12世帯	12世帯
		※断水人口（1日後）	27人	27人	27人
		断水世帯数(2日後)	11世帯	11世帯	11世帯
		※断水人口（2日後）	25人	25人	25人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0.3km	0.3km	0.3km
		機能支障世帯数	15世帯	15世帯	15世帯
		※機能支障人口	34人	34人	34人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	4箇所	4箇所	4箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	13箇所	13箇所	13箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

中頓別町の地震被害想定結果			52. 北海道南西沖（モデルNo. 2）の地震		
被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動		地表における震度(評価単位最大)	4. 1	4. 1	4. 1
(3) 急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度 A（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度 B（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度 C（箇所）	1箇所	1箇所	1箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟
	半壊棟数	0棟	0棟	0棟	
(5) 火災被害		全出火件数	0件	0件	0件
		炎上出火件数	0件	0件	0件
		焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人	0人
		避難者数計	0人	0人	0人
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（直後）	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（1日後）	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（2日後）	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

中頓別町の地震被害想定結果			53. 北海道留萌沖（走向N193° E、モデルNo. 1）の地震		
被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動		地表における震度(評価単位最大)	4. 5	4. 5	4. 5
(3) 急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度B（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度C（箇所）	1箇所	1箇所	1箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟
	半壊棟数	0棟	0棟	0棟	
(5) 火災被害		全出火件数	0件	0件	0件
		炎上出火件数	0件	0件	0件
		焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人	0人
		避難者数計	0人	0人	0人
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（直後）	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（1日後）	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（2日後）	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0. 1km未満	0. 1km未満	0. 1km未満
		機能支障世帯数	2世帯	2世帯	2世帯
		※機能支障人口	5人	5人	5人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	その他の道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

中頓別町の地震被害想定結果		54. 北海道留萌沖（走向N225° E、モデルNo. 2）の地震		
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.9	4.9	4.9
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度 A (箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
	崩壊危険度 B (箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
	崩壊危険度 C (箇所)	1箇所	1箇所	1箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満
(5) 火災被害	全出火件数	0件	0件	0件
	炎上出火件数	0件	0件	0件
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人
	計	死者数	0人	0人
		重傷者数	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	1人未満	1人未満
		避難所外避難者数	1人未満	1人未満
		避難者数計	1人未満	1人未満
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0.2km	0.2km
		機能支障世帯数	7世帯	7世帯
		※機能支障人口	15人	15人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	2箇所	2箇所
		その他の道路の被害	9箇所	9箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない				

〔避難関連施設〕

資料 5－1 避難場所等一覧

1 指定緊急避難場所

(令和 6 年 3 月 1 日現在)

地区名	屋内・外	避難場所	電話	収容人員	施設 面積 (m ²)	備考
中頓別地区	屋外	中頓別小学校校庭	01634-6-1351		10,336	
旭台地区	屋外	中頓別中学校校庭	01634-6-1842		17,400	
小頓別地区	屋外	小頓別多目的集会施設広場	01634-7-8201		1,800	

2 指定避難所

(令和 6 年 3 月 1 日現在)

地区名	屋内・外	避難場所	電話	収容人員	施設 面積 (m ²)	備考
中頓別地区	屋内	中頓別町民センター	01634-6-1321	350	2,042	指定福祉避難所 兼指定緊急避難場所
		中頓別町保健センター	01634-6-1995	60	481	
		中頓別青少年柔剣道場	01634-6-1170	60	576	
		中頓別小学校	01634-6-1351	400	3,515	
		町民体育館		330	668	
		中頓別町役場	01634-6-1111	55	1,359	
旭台地区	屋内	旭台コミュニティセンター	01634-6-1898	25	55	兼指定緊急避難場所
		中頓別中学校	01634-6-1842	500	3,452	
寿地区	屋内	寿会館	01634-6-2029	30	63	
宮下地区	屋内	宮下会館		35	100	
豊泉地区	屋内	豊泉会館	01634-6-1895	20	43	
兵安地区	屋内	兵安会館	01634-6-1081	40	88	
藤井地区	屋内	藤井会館	01634-6-1938	35	68	
松音知地区	屋内	松音知会館	01634-6-1194	40	88	
敏音知地区	屋内	敏音知コミュニティセンター	01634-7-8044	50	105	
	屋内	道の駅「ピンネシリ」	01634-7-8510	15	64	
上頓別地区	屋内	上頓別会館	01634-7-8210	45	96	
小頓別地区	屋内	小頓別多目的集会施設	01634-7-8201	100	333	兼指定緊急避難場所

資料 5－2 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

1 社会福祉施設

(令和 6 年 3 月 1 日現在)

施設名称	所在地
養護老人ホーム長寿園	中頓別町字中頓別160－9
天北厚生園	中頓別町字上駒11－5
こども園	中頓別町字中頓別182

2 学校

(令和 6 年 3 月 1 日現在)

施設名称	所在地
中頓別小学校	中頓別町字中頓別998

3 医療施設

(令和 6 年 3 月 1 日現在)

施設名称	所在地
中頓別町国民健康保険病院	中頓別町字中頓別175
町立歯科診療所	中頓別町字中頓別18

〔資器材・通信・交通・医療等〕

資料 6－1 民間等から調達可能な水防資器材

(令和 6 年 3 月 1 日現在)

調達先	住所	電話番号	調達できる資材
ひらまつ鉄工	中頓別町字中頓別	01634-6-1434	スコップ カケヤ 他
東宗谷農業協同組合中頓別支所	中頓別町字中頓別	01634-6-1231	
小頓別木材（株）	中頓別町字小頓別	01634-7-8333	スコップ カケヤ 他
中頓別建設協会	中頓別町字中頓別	01634-6-1412	タイヤショベル ユンボ 砂利 土嚢 他

資料6－2 災害時優先電話設置状況

(令和6年3月1日現在)

場所	電話番号
中頓別町役場・中頓別町教育委員会	01634-6-1111
南宗谷消防組合中頓別支署	01634-6-2119
中頓別町こども館	01634-6-2727
中頓別小学校	01634-6-1351
中頓別中学校	01634-6-1842

資料6-3 中頓別町防災行政無線

(令和6年3月1日現在)

種別	No	呼出呼称	設置及び常置場所	免許の番号
基地局	1	ぼうさいなかとんべつ	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北基第158767号
	2	ぼうさいしりこま	知駒峠 2054林班力班の内	北基第158768号
非常局	1	ひじょうぼうさいなかとんべつ	中頓別消防支署 中頓別町字中頓別951番地	
陸上移動局 (基地)	1	ぼうさいなかとんべつ1	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114523号
	2	ぼうさいなかとんべつ2	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114524号
	3	ぼうさいしりこま1	知駒峠 2054林班力班の内	北移第3114525号
	4	ぼうさいしりこま2	知駒峠 2054林班力班の内	北移第3114526号
陸上移動局 (車載無線機)	1	ぼうさいなかとんそうむ101	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114654号
	2	ぼうさいなかとんそうむ102	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114655号
	3	ぼうさいなかとんそうむ103	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114656号
	4	ぼうさいなかとんけんせつ101	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114657号
	5	ぼうさいなかとんけんせつ102	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114658号
	6	ぼうさいなかとんけんせつ103	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114659号
	7	ぼうさいなかとんけんせつ104	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114660号
	8	ぼうさいなかとんうむ101	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114661号
	9	ぼうさいなかとんかんこう101	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114662号
	10	ぼうさいなかとんりんむ101	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114663号
	11	ぼうさいなかとんふくし101	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114664号
	12	ぼうさいなかとんふくし102	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114665号
	13	ぼうさいなかとんふくし103	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114666号
	14	ぼうさいなかとんきょういく101	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114667号
	15	ぼうさいなかとんきょういく102	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114668号
	16	ぼうさいなかとんきょういく103	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114669号
陸上移動局 (携帯無線機)	1	ぼうさいなかとん1	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3113930号
	2	ぼうさいなかとん2	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114527号
	3	ぼうさいなかとん3	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114528号
	4	ぼうさいなかとん4	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114670号
	5	ぼうさいなかとんそうむ1	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114529号
	6	ぼうさいなかとんそうむ2	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114530号
	7	ぼうさいなかとんそうむ3	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114531号
	8	ぼうさいなかとんそうむ4	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114532号
	9	ぼうさいなかとんそうむ5	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114533号
	10	ぼうさいなかとんそうむ6	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114534号
	11	ぼうさいなかとんそうむ7	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114535号
	12	ぼうさいなかとんそうむ8	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114536号
	13	ぼうさいなかとんそうむ9	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114537号
	14	ぼうさいなかとんそうむ10	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114538号
	15	ぼうさいなかとんそうむ11	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114539号
	16	ぼうさいなかとんけんせつ1	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114540号
	17	ぼうさいなかとんけんせつ2	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114541号
	18	ぼうさいなかとんさんぎょう1	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114542号
	19	ぼうさいなかとんさんぎょう2	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114543号
	20	ぼうさいなかとんさんぎょう3	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114544号
	21	ぼうさいなかとんさんぎょう4	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114545号
	22	ぼうさいなかとんきょういく1	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114546号
	23	ぼうさいなかとんきょういく2	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114547号
	24	ぼうさいなかとんきょういく3	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114548号
	25	ぼうさいなかとんきょういく4	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114549号
	26	ぼうさいなかとんふくし1	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114550号

種別	No	呼出呼称	設置及び常置場所	免許の番号
	27	ぼうさいなかとんふくし2	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114551号
	28	ぼうさいなかとんふくし3	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114552号
	29	なぼうさいかとんびょういん1	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114553号
	30	ぼうさいなかとんびょういん2	中頓別町役場 中頓別町字中頓別172番地	北移第3114554号
	31	ぼうさいなかとんしょうぼう1	中頓別町役場 中頓別町字中頓別951番地	北移第3114555号
	32	ぼうさいなかとんしょうぼう2	中頓別町役場 中頓別町字中頓別951番地	北移第3114556号
	33	ぼうさいなかとんしょうぼう3	中頓別町役場 中頓別町字中頓別951番地	北移第3114557号
	34	ぼうさいなかとんしょうぼう4	中頓別町役場 中頓別町字中頓別951番地	北移第3114558号
	35	ぼうさいなかとんしょうぼう5	中頓別町役場 中頓別町字中頓別951番地	北移第3114559号
	36	ぼうさいなかとんしょうぼう6	中頓別町役場 中頓別町字中頓別951番地	北移第3114560号
	37	ぼうさいなかとんしょうぼう7	中頓別町役場 中頓別町字中頓別951番地	北移第3114561号
	38	ぼうさいなかとんしょうぼう8	中頓別町役場 中頓別町字中頓別951番地	北移第3114562号

資料6－4 消防無線

(令和6年3月1日現在)

名称及び種別	設置場所	呼び出し名称	備考
基地局	中頓別支署	中頓消防	
移動局	指令車	中頓指揮 1	
	タンク車（天龍）	中頓タンク 1	
	水槽車（掬水）	中頓水槽 1	
	救急車	中頓救急 1	
	救急車	中頓救急 2	
	携帯無線機	中頓携帯 1	
	携帯無線機	中頓携帯 2	
	携帯無線機	中頓携帯 3	
	携帯無線機	中頓携帯 4	

資料6-5 ヘリコプター発着又は物資投下可能地点

1 ヘリコプター発着又は物資投下可能地点

(令和6年3月1日現在)

場所	所在地	面積
中頓別小学校グラウンド	中頓別町字中頓別	10,336m ²
中頓別中学校グラウンド	中頓別町字旭台	17,400m ²
中頓別ふれあいスポーツ広場	中頓別町字中頓別	16,313m ²
そうや自然学校校庭	中頓別町字敏音知	3,752m ²
旧小頓別小学校グラウンド	中頓別町字小頓別	3,780m ²

2 ドクターヘリのランデブーポイント

(令和6年3月1日現在)

地区	ランデブーポイント名称	管理者	電話番号	GPS記号	所要時間
中頓別町	小頓別小中学校	中頓別町役場	01634-6-1111	YM30	35分
中頓別町	消防支署	南宗谷消防組合 中頓別支署	01634-6-2119	YM31	40分
中頓別町	そうや自然学校	中頓別町役場	01634-6-1111	YM32	37分
中頓別町	町民センター	中頓別町役場	01634-6-1111	YM33	40分
中頓別町	ふれあいスポーツ広場	中頓別町役場	01634-6-1111	YM34	40分
中頓別町	中頓別開発除雪ステーション	稚内開発建設部 浜頓別道路事務所	090-8707-0012 090-8909-0068	YM35	40分
中頓別町	上駒東パーキング（開発横）	稚内開発建設部 浜頓別道路事務所	090-8707-0012 090-8909-0068	YM36	40分
中頓別町	上駒西パーキング	稚内開発建設部 浜頓別道路事務所	090-8707-0012 090-8909-0068	YM37	40分

資料 6－6 町内医療機関

(令和 6 年 3 月 1 日現在)

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
中頓別町国民健康保険病院	中頓別町字中頓別	01634-6-1131	内科・外科
町立歯科診療所	中頓別町字中頓別	01634-6-1257	歯科・歯科口腔外科

資料6－7 緊急通行車両確認証明書・標章

1 緊急通行車両確認証明書

第 号

年 月 日

緊急通行車両確認証明書

知 事 (印)

公安委員会 (印)

番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

2 標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

〔条例・規則〕

資料 7-1 中頓別町防災会議条例

昭和37年12月22日 条例第18号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基き、中頓別町防災会議の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
一部改正〔平成12年条例23号〕

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
（1）町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
（2）前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
（3）中頓別町地域にかかる防災計画を作成するとともに、その実施を推進すること。
（4）水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画を調査審議すること。
（5）前4号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
一部改正〔平成12年条例23号・25年1号〕

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。
2 会長は、町長をもつて充てる。
3 会長は、会務を総理する。
4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
5 委員は、次の各号に掲げるものをもつて充てる。
（1）指定地方行政機関のうちから町長が任命する者 1名
（2）北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 1名
（3）北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者 1名
（4）町長がその部内の職員のうちから指名する者 3名
（5）教育長
（6）南宗谷消防組合の消防団長のうちから町長が任命する者
（7）南宗谷消防組合の職員のうちから町長が任命する者
（8）指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 3名以内
（9）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 2名
6 第5項第8号及び第9号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
7 前項の委員は、再任されることができる。
一部改正〔平成25年条例1号〕

（専門委員）

第4条 防災会議は、専門の事項を調査するため専門委員を置くことができる。
2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験者のうちから町長が任命する。
3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第5条 前各条に定めるものの外防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第 23 号抄）

- 1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月15日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 7-2 中頓別町災害対策本部条例

昭和37年12月22日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、中頓別町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。
一部改正〔平成24年条例17号〕

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
2 災害対策副本部長は、本部長をたすけ、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
2 部に属すべき部員は、本部長が指名する。
3 部に本部長が指名する部長をおく。
4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月1日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 7-3 中頓別町火入れに関する規則

平成 4 年 4 月 7 日規則第 5 号

(目的)

第 1 条 この規則は、中頓別町の森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 21 条の許可の手続きその他必要な事項を定めることを目的とする。

(許可の申請)

第 2 条 森林法第 21 条第 1 項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の 5 日前までに、別記様式第 1 号による申請書 1 通に、次の各号に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
- (2) 火入地が、申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
- (3) 申請者が、請負（委託）契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負（委託）契約書の写し

2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、申請書に明示しなければならない。

(許可の要件)

第 3 条 町長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が、森林法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
- (2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲の延焼のおそれがないと認められること。

(許可証の交付等)

第 4 条 町長は、火入れの許可をするときは、森林法第 21 条第 1 項の規定に基づき、第 8 条から第 15 条まで及び第 16 条第 4 項の規定を厳守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した別記様式第 2 号による許可証（以下「火入許可証」という。）を交付するものとする。

2 町長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

(許可後における指示)

第 5 条 町長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、森林法第 21 条の規定に基づき火入れの差し止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期間)

第 6 条 火入れの許可の対象期間は、1 件につき 5 日以内とする。

(許可の対象面積)

第 7 条 1 団地における 1 回の火入れの許可の対象面積は、1 ヘクタールを越えないものとする。ただし、火入地を 1 ヘクタール以下に区画し、その 1 区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の 1 区画の火入れを行う場合にあっては、町長はこれを越えて許可をすることができる。

(火入れの通知)

第 8 条 火入れの許可を受けた者（以下「火入者」という。）は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を町長に通知しなければならない。

(加入許可証の返納)

第9条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに町長に火入許可証を返納しなければならない。

（火入責任者の義務）

第10条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

- 2 火入責任者は火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。
- 3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第12条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

（防火帯の設置）

第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅6メートル以上（火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については10メートル以上）の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

- 2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰等によつて防火帯と同時の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

（火入従事者）

第12条 火入者は、火入れに当たつては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）を配置しなければならない。

- (1) 0.5ヘクタールまでは10人以上
- (2) 0.5ヘクタールを越える場合に於ては、その越える面積0.1ヘクタールにつき1人を(1)の人数に加えて得た人数以上
- 2 火入者は、オノ、ナタ、カマ、クワ、スコップ、バケツ、噴霧器、チェーンソー等の消火に必要な器具を、火入従事者に携行させなければならない。
- 3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

（火入れの方法）

第13条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。

ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かつておこなわなければならない。

- 2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

（火入れの中止）

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行つてはならない。

- 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

（緊急連絡体制の整備）

第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たつては、町長及び南宗谷消防組合中頓別支署（以下「消防支署」という。）に連絡することのできる体制を確保しておかななければならない。

（消防支署への通知等）

第16条 町長は、火入れの許可を行つた場合には、消防支署にその旨通知するものとする。

- 2 町長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。
- 3 町長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち会わせることができる。
- 4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（規則第 2 条関係）

火 入 許 可 申 請 書		
年 月 日 中頓別町長 様 申請者 住 所 氏 名 ⑤ 次のように火入れを行いたいので許可されたく「中頓別町火入れに関する規則」第 2 条の規程により申請します。		
火 入 場 所	所 在 地	
	所 有 者	
	（ 管 理 者 ）	
	地 種 区 分	保安林（ ）、 普通林、 原 野、 その他（ ）
	所 有 区 分	国有林（ ）、 公有地（ ）、 私有地（ ）
	面 積	総面積 ヘクタール
火 入 れ 期 間		年 月 日～ 年 月 日（ 日間）
火 入 れ 目 的		1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良
火 入 れ 方 法		男 人 女 人 計 人
防 火 体 制	火 入 従 事 者	延長 メートル、 幅員 メートル
	防 火 帯	
	器 具	
火 入 れ 責 任 者		
備 考		（添付書類 通）

- （注） 1 保安林の（ ）の中には保安林種を記入
 2 その他の（ ）には土地現況を記入
 3 所有区分の（ ）には、所有形態の細分（部分林、部落有林、社寺有林等）を記入

様式第 2 号（規則第 4 条第 1 項関係）

火 入 許 可 証	
年 月 日	
許可番号	号
申請人	様
中頓別町長 印	
月 日に申請のあった火入れは、下記のとおり許可する。	
火 入 場 所	
面 積	総面積 ヘクタール
目 的	
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日（ 日間）
火 入 責 任 者	
指 示 事 項	
備 考	

〔要領・要綱等〕

資料 8－1 災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度 4 以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

- (1) 災害情報
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表 1 の様式により速やかに報告すること。
この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。
- (2) 被害状況報告
被害状況報告は、次の区分により行うものとする。
ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。
 - ア 速報
被害発生後、直ちに別表 2 の様式により件数のみ報告すること。
 - イ 中間報告
被害状況が判明次第、別表 2 の様式により報告すること。
なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。
ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。
 - ウ 最終報告
応急措置が完了した後、15 日以内に別表 2 の様式により報告すること。
- (3) その他の報告
災害の報告は、(1) 及び (2) によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。
総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表 3 の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表 2 の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表 4 のとおりとする。

別表 1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 日 時	月 日 時現在		発 受 信 日 時	月 日 時 分
発 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)			受 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)	
発 信 担 当 者 (職・氏名)			受 信 者 (職・氏名)	
発 生 場 所				
発 生 日 時	月 日 時 分		災 害 の 原 因	
気象等の状況	雨 量			
	河 川 水 位			
	潮 位 波 高			
	風 速			
	そ の 他			
ライフライン関係の状況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 気			
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名称) (設置日時) 月 日 時 分 設置			
	(名称) (設置日時) 月 日 時 分 設置			
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	被災世帯	被災人員
	救助実施内容			

応 急 措 置 の 状 況	(3) 避難の 状況		地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難				
		高齢者等避難				
		避難指示				
	(4) 自衛隊 派遣要 請の状 況					
	(5) その他 措置の 状況					
	(6) 応急対 策出動 人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他（住民等）		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

別表2

被害状況報告（速報・中間・最終）

										月 日 時現在		
災害発生日時		月 日 時 分			災害の原因							
災害発生場所												
発信	機関（市町村）名					受信	機関（市町村）名					
	職・氏名						職・氏名					
	発信日時		月 日 時 分				受信日時		月 日 時 分			
項 目		件数等		被害金額（千円）		項 目		件数等		被害金額（千円）		
①人的被害	死 者	人		※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤土木被害	道工事	河 川	箇所			
	行方不明	人						海 岸	箇所			
	重 傷	人						砂防設備	箇所			
	軽 傷	人						地すべり	箇所			
	計	人						急傾斜地	箇所			
				道 路	箇所							
②住家被害	全 壊	棟			橋 梁			箇所				
		世帯			小 計		箇所					
		人										
	半 壊	棟			市町村工事		河 川	箇所				
		世帯				道 路	箇所					
		人				橋 梁	箇所					
	一部破損	棟			小 計	箇所						
		世帯										
		人			港 湾	箇所						
	床上浸水	棟			漁 港	箇所						
		世帯			下 水 道	箇所						
		人			公 園	箇所						
	床下浸水	棟			崖くずれ	箇所						
		世帯										
		人			計	箇所						
計	棟			⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻					
	世帯					破 損	隻					
	人					計	隻					
	③非住家被害	全壊	公共建物		棟		漁港施設	箇所				
			その他		棟		共同利用施設	箇所				
半壊		公共建物	棟			その他施設	箇所					
		その他	棟			漁具（網）	件					
計		公共建物	棟			水産製品	件					
	その他	棟			その他	件						
④農業被害	農地	田	流出・埋没等		ha		⑦林業被害	道有林	林 地	箇所		
			浸冠水	ha		治山施設			箇所			
		畑	流出・埋没等	ha		林 道			箇所			
			浸冠水	ha		林 産 物			箇所			
	農作物	田	ha		そ の 他	箇所						
		畑	ha		小 計	箇所						
	農業用施設	箇所		一般民有林	林 地	箇所						
	共同利用施設	箇所			治山施設	箇所						
	営農施設	箇所			林 道	箇所						
	畜産被害	箇所			林 産 物	箇所						
	その他	箇所			そ の 他	箇所						
	計			小 計	箇所							
	計			計	箇所							

項 目			件数等	被害金額（千円）	項 目			件数等	被害金額（千円）
⑧衛生被害	水道		箇所		⑪社会教育施設被害			箇所	
	病院	公 立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		計		箇所		
		し尿処理	箇所		⑬その他	鉄道不通	箇所		
	火 葬 場		箇所			鉄道施設	箇所		
計		箇所		被害船舶		隻			
⑨商工被害	商 業	件		空 港		箇所			
	工 業	件		水 道		戸	—		
	そ の 他	件		電 話		回線	—		
	計	件		電 気		戸	—		
⑩公立文教施設施設	小 学 校	箇所		ガ ス		戸	—		
	中 学 校	箇所		ブロック塀等	箇所				
	高 校	箇所		都市施設	箇所				
	その他文教施設	箇所		計		—			
				被害総額					
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建 物	件		
り災世帯数			世帯			危 険 物	件		
り災者数			人			そ の 他	件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数			人	
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）								
	市町村名	名 称			設置日時		廃止日時		
災害救助法適用市町村名									
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難情報の発令状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表 3

被害状況（中間・最終）報告集計表

災害・事故名										
総合振興局又は振興局										
項 目		件数等		被害金額（千円）		項 目		被害金額（千円）		
① 人的被害	死 者	人		※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		道 工 事	河 川	箇所		
	行方不明	人					海 岸	箇所		
	重 傷	人					砂防設備	箇所		
	軽 傷	人					地すべり	箇所		
	計	人					急傾斜地	箇所		
② 住家被害	全 壊	棟		⑤ 土木被害	道 路		箇所			
		世帯			橋 梁		箇所			
		人			小 計	箇所				
	半 壊	棟			市町村工事	河 川	箇所			
		世帯				道 路	箇所			
		人				橋 梁	箇所			
	一部破損	棟				小 計	箇所			
		世帯				港 湾	箇所			
		人				漁 港	箇所			
	床上浸水	棟				下 水 道	箇所			
		世帯			公 園	箇所				
		人			崖くずれ	箇所				
	床下浸水	棟			計	箇所				
		世帯			⑥ 水産被害	漁 船	隻			
		人				沈没流出	隻			
棟		破 損	隻							
世帯		計	隻							
人		漁港施設	箇所							
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟		共同利用施設	箇所				
		その他	棟		その他施設	箇所				
	半壊	公共建物	棟		漁具（網）	件				
		その他	棟		水産製品	件				
	計	公共建物	棟		その他	件				
④ 農業被害	農 地	田	流出・埋没等	ha		⑦ 林業被害	道 有 林	林 地	箇所	
			浸冠水	ha				治山施設	箇所	
		畑	流出・埋没等	ha				林 道	箇所	
			浸冠水	ha				林 産 物	箇所	
	農作物	田	ha		そ の 他			箇所		
		畑	ha		小 計	箇所				
	農業用施設		箇所		一 般 民 有 林	林 地	箇所			
	共同利用施設		箇所			治山施設	箇所			
	営農施設		箇所			林 道	箇所			
	畜産被害		箇所			林 産 物	箇所			
	その他		箇所			そ の 他	箇所			
						小 計	箇所			
	計					計	箇所			

項 目			件数等	被害金額（千円）	項 目			件数等	被害金額（千円）
⑧ 衛生被害	水道		箇所		⑪ 社会教育施設被害	箇所			
	病院	公 立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所		
		し尿処理	箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所		
	火 葬 場	箇所		鉄道施設		箇所			
計	箇所		被害船舶	隻					
⑨ 商工被害	商 業	件		空 港		箇所			
	工 業	件		水 道		戸		—	
	そ の 他	件		電 話		回線		—	
	計	件		電 気		戸		—	
⑩ 公立文教施設	小 学 校	箇所		ガ ス		戸		—	
	中 学 校	箇所		ブロック塀等	箇所				
	高 校	箇所		都市施設	箇所				
	その他文教施設	箇所		計		—			
	計	箇所		被害総額					
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建 物	件		
り災世帯数			世帯			危 険 物	件		
り災者数			人			そ の 他	件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数			人	
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）								
	市町村名	名 称			設置日時		廃止日時		
災害救助法適用市町村名									
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難情報の発令状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表 4

被害区分		判定基準
① 人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
	行 方 不 明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄(2)(3)を参照。
② 住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舍として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舍ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世 帯	生活をつづけている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々になっている場合は、2世帯とする。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一 部 破 損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

被害区分		判定基準
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあって害は2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）、草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判定基準
	急傾斜地崩壊 防 止 施 設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地 壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路の損壊 が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路を形成 する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第 2 条第 5 項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工 事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第 3 条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公 園	都市公園法施行令第 31 条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけ がき）を除く。）で、都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園に設けられたもの。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥水産被害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損とし て取り扱う。被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁 港 施 設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共 同 利 用 施 設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利 用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施 設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	そ の 他 施 設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁 具 （ 網 ）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水 産 製 品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定 積算すること。
⑦林業被害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治 山 施 設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積 算すること。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をい う。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑧衛生被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設 をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判定基準
⑨ 商工被害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩ 公立学校施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、養護学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪ 社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫ 社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ その他	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄 道 施 設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被 害 船 舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったものの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空 港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都 市 施 設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

資料 8－2 消防庁への直接即報基準

区分		直接速報基準
火災等即報	危険物等に係る事故	○ 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ○ 負傷者が 5 名以上発生したもの ○ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ○ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの - ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの - イ 500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 - ウ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの - エ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
救急・救助事故即報		○ 死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの - ア 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 - イ バスの転落等による救急・救助事故 - ウ ハイジャックによる救急・救助事故 - エ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 - オ その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃即報		○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 ○ 国民保護法第 172 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
災害即報		○ 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） ○ 津波、風水害、火山災害により、死者又は行方不明者が生じたもの

資料 8-3 避難情報の判断基準

1 【警戒レベル 3】高齢者等避難

(1) 立退き避難が必要な居住者等に求める行動

危険な場所から高齢者等は避難

ア 高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

イ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

(2) 判断基準

区分	判断基準（次のいずれかに該当した場合に発令する）																
洪水 (水位周知河川)	1 頓別川及び兵知安川の水位観測所の水位が下記の避難判断水位（レベル 3 水位）に到達した場合																
	<table><tr><th>水系名</th><th>河川名</th><th>観測所名</th><th>避難判断水位</th></tr><tr><td rowspan="3">頓別川</td><td rowspan="3">頓別川</td><td>頓別川小頓別</td><td>100.09m</td></tr><tr><td>頓別川中頓別</td><td>23.81m</td></tr><tr><td>寿</td><td>18.23m</td></tr><tr><td></td><td>兵知安川</td><td>兵知安川</td><td>23.16m</td></tr></table>	水系名	河川名	観測所名	避難判断水位	頓別川	頓別川	頓別川小頓別	100.09m	頓別川中頓別	23.81m	寿	18.23m		兵知安川	兵知安川	23.16m
	水系名	河川名	観測所名	避難判断水位													
	頓別川	頓別川	頓別川小頓別	100.09m													
			頓別川中頓別	23.81m													
			寿	18.23m													
		兵知安川	兵知安川	23.16m													
	2 頓別川及び兵知安川の水位観測所の水位が下記の一定の水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合																
	<table><tr><th>水系名</th><th>河川名</th><th>観測所名</th><th>氾濫注意水位</th></tr><tr><td rowspan="3">頓別川</td><td rowspan="3">頓別川</td><td>頓別川小頓別</td><td>99.78m</td></tr><tr><td>頓別川中頓別</td><td>22.63m</td></tr><tr><td>寿</td><td>17.69m</td></tr><tr><td></td><td>兵知安川</td><td>兵知安川</td><td>22.43m</td></tr></table>	水系名	河川名	観測所名	氾濫注意水位	頓別川	頓別川	頓別川小頓別	99.78m	頓別川中頓別	22.63m	寿	17.69m		兵知安川	兵知安川	22.43m
	水系名	河川名	観測所名	氾濫注意水位													
頓別川	頓別川	頓別川小頓別	99.78m														
		頓別川中頓別	22.63m														
		寿	17.69m														
	兵知安川	兵知安川	22.43m														
① 頓別川及び兵知安川上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合																	
② 頓別川及び兵知安川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）																	
③ 頓別川及び兵知安川上流で、激しい又は強い降雨が見込まれる場合																	
3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合																	
4 警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）																	
※ 2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つ又は複数選択すること。																	
土砂災害	1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル 3 相当情報 [土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル 3 相当情報 [土砂災害]）となった場合																
	2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合																
	3 警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル 3 相当情報 [土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）																

2 【警戒レベル4】避難指示

(1) 立退き避難が必要な居住者等に求める行動

危険な場所から全員避難

危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

(2) 判断基準

区分

洪水
(水位周知河川)

判断基準（次のいずれかに該当した場合に発令する）

1 頓別川及び兵知安川の水位観測所の水位が下記の氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達した場合

水系名	河川名	観測所名	氾濫危険水位
頓別川	頓別川	頓別川小頓別	100.72m
		頓別川中頓別	24.37m
		寿	19.75m
	兵知安川	兵知安川	23.97m

2 頓別川及び兵知安川の水位観測所の水位が下記の一定の水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合

水系名	河川名	観測所名	避難判断水位
頓別川	頓別川	頓別川小頓別	100.09m
		頓別川中頓別	23.81m
		寿	18.23m
	兵知安川	兵知安川	23.16m

① 頓別川及び兵知安川上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合

② 頓別川及び兵知安川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）

③ 頓別川及び兵知安川上流で、激しい又は強い降雨が見込まれる場合

3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合

4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～3に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

※ 2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を1つ又は複数選択すること。

※ 4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。

土砂災害

1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合

2 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合

3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間～翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。

3 【警戒レベル 5】緊急安全確保

(1) 立退き避難が必要な居住者等に求める行動

命の危険、直ちに安全確保

指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。

ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(2) 判断基準

区分	判断基準（次のいずれかに該当した場合に発令する）
洪水 (水位周知河川)	(災害が切迫) 1 頓別川及び兵知安川の水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） 2 頓別川及び兵知安川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） 3 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） (災害発生を確認) 5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）
土砂災害	(災害が切迫) 1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル 5 相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル 5 相当情報〔土砂災害〕）となった場合 (災害発生を確認) 3 土砂災害が発生した場合

4 解除

区分	解除基準
洪水 (水位周知河川)	水位が氾濫危険水位（レベル 4 水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。
土砂災害	避難情報の解除は土砂災害警戒情報【警戒レベル 4 相当情報（土砂災害）】が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ慎重に解除の判断を行う。この際、町は国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

資料8-4 北海道災害義援金募集委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害による被災者を救援するため、災害救助法第31条の2第2項及び北海道地域防災計画に基づき北海道における災害義援金の募集に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は北海道災害義援金募集委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は日本赤十字社北海道支部（以下「日赤道本部」という。）に置く。

(組織)

第4条 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(1) 委員会の会長は日赤道本部長をもって充てる。

(2) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

第6条 委員会は会長が必要と認めたとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(1) 会議の議長は会長がこれにあたる。

(2) 会長事故あるときは、あらかじめ会長が指名した者が代理する。

(募集要綱等)

第7条 義援金募集要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第8条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は日赤道支部において措置する。

(意見の聴取)

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

(附則)

第10条 この会則は平成19年5月30日から実施する。

北海道災害義援募集（配分）委員会会則（昭和57年9月1日制定）は廃止する。

「参考」 本委員会が実施する義援金募集業務は、災害救助法第32条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について（注）委託を受けている日本赤十字北海道支部とその協力団体が実施するものであることから、寄託された義援金は法人税法第37条第3項第1号又は所得税法第78条第2項第1号に規定する寄付金に該当するものである。

（注）医療・助産・死体の処理（埋葬及び死体の一時保存を除く）に関する委託協定
（昭和34年9月1日 甲 北海道知事 乙 日赤北海道支部長）

〔協定〕

(締結年月日順)

協定名	締結機関	締結年月日	資料番号
南宗谷4町水道事業災害時相互応援に関する協定	・歌登町 ・枝幸町 ・浜頓別町 ・中頓別町	平成11年8月24日	9-1
北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	・北海道開発局 ・中頓別町	平成22年5月28日	9-2
災害等発生時における中頓別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	・中頓別町 ・北海道エルピーガス災害対策協議会	平成22年7月13日	9-3
道の駅「ピンネシリ」における防災機能強化に供する用地に関する協定書	・中頓別町 ・稚内開発建設部	平成24年3月23日	9-4
災害時における輸送車両提供の協力に関する協定書	・北海道 ・北海道地区レンタカー協会連合会	平成25年3月25日	9-5
災害時における応急対策業務に関する細目協定書	・北海道宗谷総合振興局 ・稚内建設協会	平成25年6月27日	9-6
災害時等における船舶による輸送等に関する協定書	・北海道 ・日本内航海運組合総連合会	平成29年9月27日	9-7
災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定書	・北海道 ・(株) AIRDO	平成26年1月29日	9-8
災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書	・北海道 ・北海道行政書士会	平成26年1月29日	9-9
災害発生時における中頓別町と中頓別町内郵便局の協力に関する協定	・中頓別町 ・中頓別郵便局・小頓別郵便局	平成26年4月1日	9-10
災害時における物資の供給に関する協定書	・北海道 ・NPO法人コメリ災害対策センター	平成26年11月21日	9-11
災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	・北海道 ・北海道市長会 ・北海道町村会	平成27年3月31日	9-12
災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定書	・中頓別町 ・(一社) 旭川地区トラック協会 ・旭川地区トラック協会南宗谷支部	平成27年11月2日	9-13
災害時における協力体制に関する協定	・北海道 ・(一社) 北海道土木コンクリートブロック協会	平成29年1月27日	9-14
災害時における段ボール製品の調達に関する協定	・北海道 ・東日本段ボール工業組合	平成29年3月10日	9-15
北海道広域消防相互応援協定	北海道内の市、町及び消防の一部事務組合相互間	平成29年4月27日	9-16

協定名	締結機関	締結年月日	資料番号
災害時における相談業務の応援に関する協定	・北海道 ・北海道弁護士会連合会 ・北海道ブロック司法書士協議会 ・（公社）北海道不動産鑑定士協会 ・日本公認会計士協会北海道会 ・日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会 ・北海道税理士会 ・北海道行政書士会	平成29年6月2日	9-17
災害時協力協定書	・中頓別町 ・（一社）北海道電気保安協会	平成29年7月20日	9-18
中頓別町と中頓別町内郵便局との包括的連携に関する協定書	・中頓別町 ・町内郵便局	平成30年2月13日	9-19
災害時の応急対策活動協力に関する協定書	・中頓別町 ・中頓別建設協会	平成30年3月28日	9-20
災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	・中頓別町 ・（株）セコマ	平成31年1月21日	9-21
災害時における「道の駅ピンネシリ」の防災拠点化に関する協定書	・北海道開発局稚内開発建設部 ・中頓別町	平成31年3月8日	9-22
「道の駅災害対策用衛星通信電話」に関する覚書	・稚内開発建設部 ・中頓別町	令和3年3月8日	9-23
大規模災害時における相互協力に関する基本協定	・中頓別町 ・北海道電力株式会社 ・北海道電力ネットワーク株式会社旭川支店	令和3年11月30日	9-24
災害に係る情報発信等に関する協定	・中頓別町 ・LINEヤフー株式会社	令和4年2月22日	9-25

資料 9－1 南宗谷 4 町水道事業災害時相互応援に関する協定

（趣旨）

第 1 条 この協定は、南宗谷 4 町の水道災害において、被災町のすみやかな給水能力の回復のため南宗谷 4 町の地区内で行う応援活動について、必要な事項を定める。

2 水道災害とは、4 町で対応可能な災害及び事故とする。

（応援）

第 2 条 南宗谷 4 町の地区内において水道施設に被害が発生した場合は、この協定の定めるところにより、被災町に対し、当該被害の復旧にあたり、応援協力をするものとする。

（応援要請の手順）

第 3 条 応援要請の手順は、次による。

（1）応援を必要とする町は、南宗谷 4 町事業担当者会議の議長職に要請する。

（2）議長職は、この会議の担当者と協議し応援体制を構築する。

（応援要請内容）

第 4 条 応援要請は、次の事項を明かにし、口頭、電話又は無線等の伝達手段を用いて行うものとする。

（1）災害の状況

（2）必要とする資機材、物資等の品目及び数量

（3）必要とする職員の職種別人員

（4）応援の場所及び応援場所への経路

（5）応援の期間

（6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援活動の種類）

第 5 条 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

（1）応援給水作業

（2）応急復旧作業

（3）応急復旧資材の供出

（4）工事業者のあっせん

（5）前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（費用の負担）

第 6 条 この協定に基づく応援に要する費用は、給水を含め相互扶助の立場から無償とする。ただし、資機材等については、現物返還することとする。

（委任）

第 7 条 この協定の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この協定は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

2 この協定の成立を証するため本書 4 通を作成し、南宗谷 4 町の町長が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 11 年 8 月 24 日

歌登町長

枝幸町長

浜頓別町長

中頓別町長

資料9-2 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、中頓別町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

- （1）大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
- （2）大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断をした場合
- （3）その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）土木施設等の被害状況の把握
- （2）二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）
- （3）その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適当な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（その他）

第9条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用）

第10条 この申合せは、平成22年5月28日から適用するものとする。

平成22年 5 月28日

甲 北海道開発局長

乙 中 頓 別 町 長

資料 9－3 災害等発生時における中頓別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

中頓別町（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、中頓別町の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第 1 条 この協定における「災害時」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 2 条第 1 項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第 2 条第 4 項に定める武力攻撃災害及び緊急対処事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第 1 項に規定する緊急対処事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第 2 条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対して情報提供及び第 4 条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第 3 条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- （1）被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- （2）被災場所における応急措置及び復旧工事
- （3）避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- （4）LPガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
- （5）大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
- （6）その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動の支援要請）

第 4 条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（災害対策本部会議等への参加）

第 5 条 乙は、甲の要請があった場合は、甲が設置する中頓別町災害対策本部会議等にその職員を出席させ、又は派遣するものとする。

（応急・復旧活動支援の実施）

第 6 条 乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力に努めるものとする。

（費用の負担）

第 7 条 乙が甲の要請により応急・復旧活動の支援に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担する。

- 2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。
- 3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

（災害補償）

第 8 条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

（損害の負担）

第 9 条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(防災意識の向上等)

第10条 乙は、その協議会活動を通じて、LPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名のうえ各自 1 通を保有する。

平成22年 7 月13日

甲 枝幸郡中頓別町字中頓別172番地 6
中頓別町
中 頓 別 町 長 野 邑 智 雄

乙 稚内市開運町 2 丁目 2 番 5 号
北海道エルピーガス災害対策協議会
現地本部長 仲居 詳往
現地対策本部長 石田 孝幸

資料9-4 道の駅「ピンネシリ」における防災機能強化に供する用地に関する協定書

中頓別町長（以下「甲」という。）と稚内開発建設部長（以下「乙」という。）は、道の駅「ピンネシリ」における甲所有の土地について、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 本協定は、乙が実施する道の駅の防災機能の強化として、道の駅「ピンネシリ」に存する甲所有の土地に防災備蓄倉庫（以下「施設」という。）を設置するに当たり、その土地の取り扱いを定めることを目的とする。

（土地の区域）

第2条 土地の区域は、別添図のとおりとする。

（土地の使用）

第3条 甲は、前条に定める区域の土地を、第1条に定める乙の施設の設置に供するものとする。

（使用期間）

第4条 本協定に基づく土地の使用期間は、第1条に定める施設が存する期間とする。

（協定の解除）

第5条 本協定は、甲及び乙いずれかの申し出により協議し、整ったときは解除できるものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月23日

甲 中 頓 別 町 長 野 邑 智 雄

乙 稚内開発建設部長 高橋 公治

資料9-5 災害時における輸送車両提供の協力に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と北海道地区レンタカー協会連合会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急処理事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に対して車両（以下「車両」という。）の提供（貸与）（以下「提供」という。）協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協定の効力）

第2条 道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものと見なすものとする。ただし、次条第1項でいう車両提供の協力要請は、道を経由した協力を基本とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時の応急対応等のための車両を必要とするときは、乙に対して車両提供の協力を要請し、乙は車両を提供するものとする。ただし、災害の状況等により、本協定の実施に制約が生じる場合があるものとする。

2 乙の協力可能な地域は、別表を基本とする。ただし、乙に所属する各地区レンタカー協会において車両の提供が困難となった場合、乙は、道内他地区のレンタカー協会と調整を行うものとする。

（要請方法）

第4条 甲が乙に要請するに当たっては、次に掲げる事項を明示して、「災害時における輸送車両提供の協力要請書」（別記第1号様式）により車両提供を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- （1）要請の事由
- （2）協力の期日及び場所
- （3）要請する車種及び台数
- （4）車両の提供を必要とする場所
- （5）使用する部（局）等の担当者の職・氏名等
- （6）連絡先の担当者の職・氏名
- （7）その他必要な事項

（提供）

第5条 乙は、甲の要請に応じ、前条の提供する車種・台数を速やかに整え、提供するものとする。

2 乙は、要請に基づき、甲の指示する場所（以下「参集場所」という。）へ車両を搬送するものとする。ただし、災害の状況等により、車両の搬送が困難な場合は、乙の会員会社の店頭で提供することとする。

（実績報告）

第6条 乙及び会員会社は、前条の規定により車両の提供を終了した場合には、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を「災害時における輸送車両提供の協力実績報告書」（別記第2号様式）により報告するものとする。

- （1）提供した車両及び車両登録番号並びに台数
- （2）協力した場所
- （3）提供した日数
- （4）走行距離
- （5）連絡先の担当者の氏名
- （6）その他必要な事項

（費用の負担）

第7条 本協定に基づき、乙が実施した車両提供に係る費用については、所轄行政庁に届けている料金を基準とし、30%～50%を割り引いた料金を甲又は提供を受けた市町村（以下「該当市町村」という。）がその費用を負担するものとする。

- 2 乙は、車両の燃料を満タンにして提供し、甲又は当該市町村は車両の燃料を満タンにして返却するものとする。
- 3 甲又は当該市町村は、乙又は乙の提供した車両に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。
- 4 前項の賠償額は、甲又は当該市町村と乙及び会員会社が協議の上、決定するものとする。

（費用の支払）

- 第8条 乙の会員会社は、甲又は当該市町村に提出した第6条の報告書により、甲又は当該市町村の検査を受けた後、車両の提供に係る費用を請求するものとする。
- 2 甲又は当該市町村は、前項の請求があったときは、その請求について速やかに乙の会員会社に支払うものとする。

（情報交換）

- 第9条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

（通知）

- 第10条 甲は、災害時等における円滑な輸送の協力が図られるよう、要請の内容等に関して重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

（実施細目）

- 第11条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議の上、実施細目で定めるものとする。

（協議）

- 第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、実施細目に定めるもののほか甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

- 第13条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とし、有効期間満了までに、甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有する。

平成25年3月25日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

北海道札幌市白石区東札幌1条1丁目1番8号
乙 北海道地区レンタカー協会連合会
会 長 佐藤 譲

別表

地域区分	構成市町村	担当協会
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町	一般社団法人 札幌レンタカー協会
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村	
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村	
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町	
日高振興局	日高振興局管内の町	
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町	函館地区レンタカー協会
檜山振興局	檜山振興局管内の町	
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村	旭川レンタカー協会
留萌振興局	留萌振興局管内の市町村	
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村	
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村	北見地区レンタカー協会
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村	帯広レンタカー協会
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村	釧根地区レンタカー協会
根室振興局	根室振興局管内の市町	

(別記第 1 号様式)

第 番
年 月 日

災害時における輸送車両提供の協力要請書

災害時における輸送車両提供の居力に関する協定第 4 条に基づき、次のとおり車両の提供を要請します。

要請の事由	
協力の期日及び場所	(期日) 年 月 日～ 月 日 (日間) (場所)
要請する車種・台数 (注)	(車種) / 台
車両の提供を 必要とする場所	
使用する部 (局) 等の 担当者の職・氏名等	(部・課) (職・氏名) (電話 (内線))
連 絡 先	(北海道総務部危機対策局危機対策課〇〇G) (担当者) 職・氏名 〇〇 〇〇〇〇 (電話番号) (FAX) (メール)
(口頭・電話による連絡日時)	(年 月 日 時 分)
備 考	

(別記第2号様式)

第 番
年 月 日

災害時における輸送車両提供の協力実績報告書

(北海遊知事)

(高橋はるみ) 様

北海道地区レンタカー協会連合会

会長 佐藤 譲 様

(会員会社) (株) ○○○○

代表取締役社長 ○○ ○○

災害時における輸送車両提供の協力に関する協定第6条に基づき、次のとおり車両の提供協力を実施しました。

提供した車種 及び 車両登録番号		
協力した場所		
協力の日数	年 月 日～ 月 日 (日間)	
走行距離	走行距離 km	
その他		
連絡先	北海道地区レンタカー協会連合会 (担当者) 氏名 ○○ ○○○○ (電話番号) (FAX) (メール)	会 員 会 社

災害時における輸送車両提供の協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における輸送車両提供の協力に関する協定書（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定の実施に必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(協力要請)

第2条 甲が乙に協力要請する車両の車種は、北海道地区レンタカー協会連合会作成「取扱車種一覧」記載のとおりとする。

(要請の方法)

第3条 甲又は当改市町村は、車両の提供を受ける時には、運転者の運転免許証を提示する。

(情報の提供)

第4条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

2 乙及び会員会社は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

(提供された車両等)

第5条 協定第5条第2項に規定する参集場所に変更があった時は、甲は乙及び会員会社に通知する。

(費用の負担)

第6条 協定第7条第1項の車両提供に関する費用に係る割引率は、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲又は協定第7条第3項、第4項の損害の賠償については、「別紙1」を基本とする。

(支払いの請求方法)

第7条 乙の会員会社は、協定第8条に規定する費用の諸求を、実績一覧表を添付した請求書により行うものとし、甲又は当該市町村に提出する。

附 則

この細目は、平成25年3月25日から効力を生ずるものとする。

別紙 1

「協定第 7 条（３）、（４）の車両に損害を与えた場合の賠償」

提供車両に損害を与えた場合について、次のとおりとする。

1 保険等の保障について

損害の種類	免 責 額	仕様詳細
対人	対人は 1 名につき無制限（自賠責保険を含む） 人身傷害は 1 名につき 3,000 万円まで。	レンタカーの保険にて支払い
	保険約款免責等の事由によりレンタカーの保険が使用できない時	甲乙にて協議
対物	免責金額 3 万～5 万円まで （一部バス等は 10 万円まで）	道又は市町村にて支払い
	免責金額の 5 万円を超え限度額まで （但し対物保険のみ）	レンタカーの保険にて支払い
	保険約款免責等の事由によりレンタカーの保険が使用できない時	甲乙にて協議
車両	免責金額（5 万円～一部バス等は 10 万）まで	道又は市町村にて支払い
	免責金額（5 万円～一部バス等は 10 万）を超え 時価額まで	レンタカーの保険にて支払い
	保険約款免責等の事由によりレンタカーの保険が使用できない時	甲乙にて協議
搭乗者 （人身傷害）	搭乗者の自動車事故によるケガ（死亡・後遺障害を含む）	レンタカーの保険にて支払い
	保険約款免責等の事由によりレンタカーの保険が使用できない時	甲乙にて協議

* 基本料金に、免責補償料（×日数）を加えた契約内容の場合

2 ノンオペレーションチャージ（NOC）について

区 分	金 額
レンタカーで自走し予定の店舗に返却された場合	20,000 円
レンタカーで自走できず予定の店舗に返却されなかった場合	50,000 円
走行可能でも店舗に返却されなかった場合（路上放置等）	

＊ノンオペレーションチャージ（NOC）とは、借受人または運転者による事故、汚損等により車両の修理・清掃等が必要となった場合、その期間中の営業補償の一部として損害程度や修理の所要時間にかかわらず、上記の負担金が必要となる制度。

資料 9－6 災害時における応急対策業務に関する細目協定書

北海道宗谷総合振興局（以下「甲」という。）と稚内建設協会（以下「乙」という。）は北海道と一般社団法人北海道建設業協会が締結した「災害時における応急対策業務に関する協定書」第10条に基づき、次のとおり細目協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、同法、災害救助法（昭和22年号外法律第118号）及び北海道地域防災計画に基づき災害応急対策の業務等（以下「業務等」という。）に関して、乙に協力を求めるに当たって、必要な事項を定めることを目的とする。

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務等は、次のものとする。

- （1）緊急人命救助に伴う障害物等の除去のための業務
- （2）道路施設の損壊等に伴う道路交通確保のための業務
- （3）河川施設の損壊等に伴う治水安全確保のための業務
- （4）緊急パトロール業務
- （5）その他甲が必要と認める緊急応急業務

2 乙の所属会員等は、前項に規定する業務に従事するにあたり、必要がある場合については、警察官、消防職員等と連携し、従事者の安全を確保した上でこれを行うものとする。

（要請）

第3条 甲は、業務等のため、乙の所属会員等が所有する建設資機材及び労力（以下、「建設資機材等」という）の協力が必要と認めるときは、乙に対し、別添様式1による要請書により、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）災害の状況及び業務内容
- （2）協力を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
- （3）協力を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現場責任者
- （5）その他必要な事項

2 乙は、通信の不能等により第1項の規定による要請が行われない場合において、前条に規定する業務等への協力が必要であると認められる災害の発生を認めたときは、前項の要請を待たずに必要な体制を整えるものとする。

3 本条は、甲が直接企業等へ要請することを妨げるものではない。

（会員等への通知）

第4条 乙は、甲から前条の要請があったときは、直ちに、乙の所属会員に対しその旨を通知するものとする。

2 乙は、前条の要請に基づき協力派遣する会員が決定されたときは、速やかに甲に報告するものとする。

（活動の報告）

第5条 乙の所属会員は、第2条に規定する業務が完了したときは、速やかに、当該活動にかかる実施期間、実施場所、実施内容等を別添様式2により報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条の要請に基づく乙の所属会員の活動に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて応援を行った場合の費用の負担は、同法92条に定めるところによる。

なお、市町村からの依頼に基づき要請した場合の経費負担については、甲において、市町村と協議するものとする。

2 費用の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

(契約の締結及び経費の支払い)

第7条 甲は、乙から第4条第2項に規定する報告を受けたときは、北海道財務規則等関係する規定に基づき、必要な契約を締結するものとする。

(損害の負担)

第8条 第2条の業務等により第三者に及ぼした損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて業務等に従事した者が、本業務等において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務等従事者の使用者の責任において行うものとする。

(他の協定等との関係)

第10条 甲と乙又は乙の会員が既に締結している災害時に関する協定等は、この協定に抵触しない限り、今後も有効とする。

2 この協定は、乙が既に締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、適時必要な訓練を実施するものとする。

(情報の共有)

第12条 甲及び乙は、この協定の適正な運用を確保するため、平素から資機材の保有状況など必要な情報の共有に努めるものとする。

(災害情報の提供)

第13条 乙及び乙の所属会員等は、諸活動中に把握した災害等の情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(連絡調整員の派遣)

第14条 甲は、第3条の要請にあたり、乙に対し、必要に応じて連絡調整員の派遣を求めることができる。

2 乙は、前項の求めを受けたときは、可能な限り災害対策地方本部等へ連絡調整員を派遣するものとする。

(連絡責任者)

第15条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては北海道宗谷総合振興局地域政策部地域政策課主幹及び稚内建設管理部用地管理室管理課主幹、乙においては稚内建設協会事務局長とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(適用)

第17条 この協定は、締結の日から適用する。

2 平成17年10月31日に締結した「稚内土木現業所所管公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定」は、廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成25年6月27日

甲 北海道宗谷総合振興局
局長 小野寺 勝広

乙 稚内建設協会
会長 藤田 幸洋

別添様式1

災害応急業務への協力要請書

1 災害の状況及び業務内容

2 必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員等

車 種	台 数	人 員	備 考

3 協力を必要とする日時、場所及び期間

4 その他必要な事項

年 月 日

稚 内 建 設 協 会
会長 様

北海道宗谷総合振興局長

連絡責任者

北海道宗谷総合振興局〇〇〇課主幹

(道担当者 所 属 〇〇〇課 担当者 〇〇〇〇 連絡先)

別添様式 2

災害応急業務への協力要請書

- 1 業務に従事した事業者名
- 2 業務内容及び場所
- 3 業務に従事した期間
- 4 業務に従事した人員、台数等
- 5 その他参考事項

年 月 日

北海道宗谷総合振興局長 ○ ○ ○ ○ 様

稚 内 建 設 協 会
会 長

(担当者 所 属 ○○○ 担当者 ○○○○ 連絡)

資料 9-7 災害時等における船舶による輸送等に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と日本内航海運組合総連合会（以下「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合及び都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）に必要な、船舶による物資の輸送等に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、北海道地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（事前協議）

第2条 甲は、乙に船舶による物資の輸送等の協力を求めることが想定される場合には、協力の可否及び、必要とする輸送等が、船舶への優先積載、臨時便の運航又は傭船のいずれの輸送の形態（以下「輸送の形態」という。）によることが適切であるか等を、事前に乙と協議するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、次条の業務を遂行するため乙の協力を得る必要があるときは、次に掲げる事項を明示して、「物資等輸送協力要請書」（別記第1号様式）により協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話等で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）災害の状況及び輸送を要請する事由
- （2）輸送の期間及び区間
- （3）輸送物資の種類及び数量
- （4）自動車輸送の際の車種ごとの数及び積載物資
- （5）希望する輸送の形態
- （6）輸送の発注者
- （7）その他参考となる事項

（協力の内容）

第4条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- （2）災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- （3）その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務の実施）

第5条 乙は、第3条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙の会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

- 2 甲は、前条に規定する業務を円滑に進めるため、現場責任者を置くものとし、乙及び乙の会員に通知するものとする。
- 3 現場における業務の指示は、前項の現場責任者が行うものとし、乙の会員はその指示に従うものとする。

（報告手続）

第6条 乙は、乙の会員が前条の業務を実施した場合には、当該業務を実施した乙の会員をして、速やかに甲に対し、次に掲げる事項を「物資等輸送実施報告書」（別記第2号様式）により報告させるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭、電話等で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）輸送に従事した船舶名及び輸送の形態
- （2）輸送期間及び区間
- （3）輸送物資の種類及び数量
- （4）自動車輸送の際の車種ごとの数及び積載物資
- （5）その他

（経費の負担等）

第7条 甲の要請に基づき、乙の会員が実施した第4条の業務の遂行に係る費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、乙の会員が第4条に規定する業務に従事するため、業務開始以前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

（費用の支払）

第8条 乙の会員は、甲に提出した第6条の報告書により、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

（事故等）

第9条 乙の会員は、甲の要請に基づく輸送を行っている船舶の運航に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第10条 第3条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙及び乙の会員が協議して定めるものとする。

（災害補償）

第11条 甲は、この協定に基づく業務の実施により当該業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、「北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年12月25日条例第56号）」に定めるところにより、その損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、同一の事故については、その給付若しくは補償の限度において損害補償の責を免れる。

（状況報告）

第12条 甲、乙及び乙の会員は、船舶による緊急・救援輸送の実施に際して、適宜、相互に状況報告を行うこととする。

（連絡体制及び情報交換）

第13条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために連絡体制を確立し、事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

2 連絡責任者は、甲にあっては危機対策課長とし、乙にあっては調査企画部長とする。

（協定の有効期間）

第14条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは更新されるものとし、以降同様とする。

（協定の解除、改定）

第15条 この協定は、甲又は乙のいずれか一方の申し出があったときは、甲乙協議して、協定の解除若しくは一部を改定することができるものとする。

（協議）

第16条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年9月27日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

東京都千代田区平河町2丁目6番4号
乙 日本内航海運組合総連合会
会 長 上野 孝

(別記第1号様式)

年 月 日

物資等輸送協力要請書

日本内航海運組合総連合会

会長 様

北海道知事

災害時等における船舶による輸送等に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。

災害の状況及び応援を要請する事由	
輸送の期間及び区間	
輸送物資の種類及び数量	
自動車輸送の際の車種ごとの数及び積載物資	
希望する輸送形態	
輸送の発注者	
その他参考となる事項	
連絡先	北海道総務部危機対策局危機対策課 担当者 電話番号 ファクス メールアドレス

(別記第 2 号様式)

年 月 日

物資等輸送実施報告書

北海道知事 様

日本内航海運組合総連合会
会長
(運航事業者名)
(代表者名)

災害時等における船舶による輸送等に関する協定書第 6 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

輸送に従事した船舶名及び輸送の形態	
輸送の期間及び区間	
輸送物資の種類及び数量	
自動車輸送の際の車種ごとの数及び積載物資	
その他参考となる事項	
連 絡 先	日本内航海運組合総連合会 担当者 電話番号 ファクス メールアドレス (運航事業者名) 担当者 電話番号 ファクス メールアドレス

資料 9－8 災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と株式会社AIRDO（以下「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他大規模災害が発生した場合、又は都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）における航空機による緊急輸送業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第 1 条 この協定は、甲が行う緊急輸送業務を、災害時等における民間協力の一環として乙の協力を求めて実施し、被災者等の救援活動を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（事前協議）

第 2 条 甲は、乙に航空機による緊急輸送業務の協力を求めることが想定される場合には、協力の可否及び必要とする輸送の形態に関し、事前に乙と協議するものとする。

（協力要請）

第 3 条 甲は災害の実情に対して、乙に対し、次条に掲げる業務を要請する際には、日時、場所、用途等を指定した文書、電話等の方法により協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に対する前項要請を口頭、電話及び電信で行った場合は、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（協力の内容）

第 4 条 この協定により、甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

- （1）離島等から住民等避難のための輸送に関する業務
- （2）被災地の支援要員、救援物資等の輸送に関する業務
- （3）その他甲が必要とする航空機による応急対策業務

2 甲は、乙に前項の業務の協力要請を行った場合、次のとおり情報を提供するものとする。

- （1）協力実施地域に関する被災状況及び交通規制等の情報
- （2）その他乙が必要とする被災地における救援活動等に関する情報

（業務の実施方法等）

第 5 条 前条第 1 項に基づく業務を実施するにあたっての実施の可否及び実施方法等については、甲から提供される情報を踏まえ、災害等の状況に即して甲と協議の上、乙が自ら判断し、甲は乙の判断を尊重するものとする。

（業務報告）

第 6 条 乙は第 4 条第 1 項の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、甲に対しその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがない場合は、口頭、電話及び電信で報告し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（経費の負担等）

第 7 条 甲の要請に基づく輸送に係る費用は、甲が負担するものとし、災害発生時に所管行政庁に届け出ている料金を基準として、甲と乙が協議して決定するものとする。ただし、災害発生後一定期間、乙が自らの判断で一定の条件のもとに無償等の輸送協力を実施する場合については、これを優先するものとする。

2 前項の費用は、乙が第 4 条に規定する業務に従事するため、業務開始以前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

（費用の支払）

第 8 条 乙は、甲に提出した第 6 条の報告書により、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。なお、支払い方法については甲と乙が協議して定めるものとする。

（運送約款）

第 9 条 甲の要請に基づく輸送は、この協定の定めによるほか、乙の運送約款が適用されるものとする。

（事故等）

第10条 乙は、甲の要請に基づく輸送を行っている航空機の運航に際し、事故等が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第11条 第4条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（災害補償）

第12条 甲は、第4条の規定による業務に従事している乙の職員について、その者の責に帰することができない理由により、死亡その他の事故が生じたときは、「北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年12月25日条例第56号）」に定めるところにより、その損害を補償する。ただし、当該職員が他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、同一の事故については、その給付若しくは補償の限度において損害補償の責を免れる。

（関係市町村等との連絡調整）

第13条 この協定に基づく業務の実施に当たり、関係市町村等との必要な連絡調整は、原則として、甲が行うものとする。

（情報交換）

第14条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

（協定の有効期間）

第15条 この協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは更新されるものとし、以降同様とする。

（協議）

第16条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本署2通を作成し、甲乙記名の上、各1通を保有するものとする。

平成26年1月29日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

北海道札幌市中央区北1条西2丁目9
乙 株式会社AIRDO
代表取締役社長 齋藤 貞夫

資料 9－9 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と北海道行政書士会（以下「乙」という。）は、北海道内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）における、被災者支援のための行政書士業務（以下、「行政書士業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲が災害時に災害対策本部を設置した場合、又は市町村から甲に対して支援の要請があった場合において、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に定める業務、並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- （1）乙による被災者支援相談センターの開設
- （2）道又は市町村への乙の会員の派遣
- （3）その他甲が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 第2条の要請は、「協力要請書」（別紙様式第1）により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- 2 乙は、第1項の要請を受けたときは、速やかに「協力要請確認書」（別紙様式第2）を提出するとともに、その要請を実施するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 乙は、要請を受けた行政書士業務が終了したときは、速やかに「協力結果報告書」（別紙様式第3）により、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請による行政書士業務で必要となった経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲、乙の協議によるものとする。

（相談者の費用負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務において、相談者は負担を負わない。ただし、行政書士業務上生じる印紙、証紙、登録免許税、官公署納付金等は相談者の負担とする。

（損害の補償）

第7条 甲の要請による行政書士業務により、乙、乙の会員、又は第三者に生じた損害の補償は、乙の責任において行うものとする。

（連絡体制及び情報交換）

第8条 甲及び乙は、この協定を円滑に遂行するために連絡体制を確立し、協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙様式第4）を相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の前に、甲、乙いずれも解約又は変更の意思表示がないときは、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解約、変更）

第10条 この協定は、甲、乙のいずれか一方の申し出があったときは、甲乙協議して、協定の解約若しくは変更をすることができるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めがない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙署名の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成26年 1 月29日

甲 北海道

北 海 道 知 事 高橋 はるみ

北海道札幌市中央区北 1 条西10丁目 1 番 6

乙 北海道行政書士会

会 長 吉村 学

別紙様式第 1

協 力 要 請 書

年 月 日

北海道行政書士会会長 様

北海道知事

「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書」第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

記

要 請 担 当 者 氏 名 ・ 連 絡 先	所 属 職 名 氏 名 連絡先
電話等によった 場合の要請日時	年 月 日 () 時 分頃 依頼手法 ()
要 請 内 容	
場 所	
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
特 記 事 項	

別紙様式第 2

協 力 要 請 確 認 書

年 月 日

北海道知事 様

北海道行政書士会会長

「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書」第 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり提出します。

記

要請への回答		協力要請書に基づき下欄により実施します。
		なお、 ☒ マークの項目については、協議を要します。
	場 所	
	期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
	派 遣 時 間	午前 時 分 ～ 午前 時 分 午後 時 分 ～ 午後 時 分
	派 遣 人 数	1 日当たり 人 延べ 人
	特 記 事 項	
	協力担当者 氏名・連絡先	所 属 職 名 氏 名 連絡先

※該当項目に☒を付す。

別紙様式第3

協 力 結 果 報 告 書

年 月 日

北海道知事 様

北海道行政書士会会長

「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書」第4条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

期 間	年 月 日
派 遣 時 間	
派 遣 人 数	1日当たり 人 延べ 人
対 応 者 氏 名	(期間 月 日～ 月 日)
	(期間 月 日～ 月 日)
	(期間 月 日～ 月 日)
相 談 件 数	件
主 な 相 談 内 容	に関する事 件
	に関する事 件
	に関する事 件
相談業務実施 に係る課題等	

年 月 日

団体名 _____

1. 連絡先

(第1連絡先)

担 当 部 署	
役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

(第2連絡先)

担 当 部 署	
役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

(第3連絡先)

担 当 部 署	
役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2. 勤務時間外及び休日の連絡先

(目的外使用禁止)

「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書」に定める活動に使用を限ること。

資料 9-10 災害発生時における中頓別町と中頓別町内郵便局の協力に関する協定

北海道中頓別町（以下「甲」という。）と中頓別町内郵便局（以下「乙」という。）は、中頓別町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

（定義）

第 1 条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

（協力要請）

第 2 条 甲及び乙は、中頓別町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）緊急車両等としての車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- （2）甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意の上で作成した）避難者リスト等の情報の相互提供
- （3）郵便局ネットワークを活用した広報活動
- （4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- （5）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- （6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- （7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- （8）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第 3 条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第 4 条 第 2 条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第 5 条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第 6 条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じで情報交換を行う。

（連絡責任者）

第 7 条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 中頓別町役場総務課長
- 乙 中頓別郵便局長

（協議）

第 8 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までとする。

ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算してさらに 1 年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成26年 4 月 1 日

甲 住所
枝幸郡中頓別町字中頓別
代表 中頓別町長 野邑 智雄

乙 住所
枝幸郡中頓別町字中頓別
中頓別郵便局・小頓別郵便局
代表 日本郵便株式会社 北海道支社長 佐藤 恭市

資料9-11 災害時における物資の供給に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）とNP0法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める地震、風水害その他の災害、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）、被災住民等を救助するための物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が、次に掲げる場合において、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

- （1）甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき。
- （2）北海道内の被災市町村等から物資の供給要請があるとき。
- （3）北海道外において災害等が発生し、都府県から物資の供給要請があるとき。
- （4）その他、物資の供給について、乙の支援が必要なとき。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、要請する物資名、数量、規格、引き渡し場所等を記載した「災害時における物資供給要請書」（別紙様式第1）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給状況報告書」（別紙様式第2）により甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を緊急通行車両として通行できるように配慮するものとする。

3 甲、又は甲に物資の供給を要請した都府県又は市町村は、当該場所に職員を派遣し物資を確認の上、引き取るものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲又は甲に物資の供給を要請した都府県又は市町村が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲又は甲に物資の供給を要請した都府県又は市町村が支払うものとする。

2 甲又は甲に物資の供給を要請した都府県又は市町村は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換等）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行うとともに、乙は甲が行う防災訓練に参加するなど防災意識の啓発に努め、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者の報告）

第11条 甲、乙は、本協定に係る連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙様式第3）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成26年11月21日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

新潟県新潟市南区消水4501番地1
乙 NPO法人コメリ災害対策センター
理 事 長 捧 雄一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、 バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

別紙様式第 1

災害時における物資供給要請書

年 月 日

NPO法人コメリ災害対策センター

理事長

様

北 海 道 知 事

「災害時における物資の供給に関する協定」に基づき、次のとおり要請します。
また、本要請に対する貴法人の物資供給状況を別紙様式第 2 により報告願います。

記

要請する物資の内容

納品希望日時	品 目	規 格	数 量	搬入希望場所

問い合わせ先

北海道	部	課
T E L	—	—
F A X	—	—
担当		

別紙様式第2

物資供給状況報告書

年 月 日

北 海 道 知 事 様

NPO法人コメリ災害対策センター
理事長
(担当部署)

「災害時における物資の供給に関する協定」に基づき、次のとおり物資供給状況を報告します。

記

物資供給実施状況

実施日時	品 目	規 格	数 量	搬入場所

別紙様式第 3

連絡責任者届

年 月 日

団体名：

1. 連絡先

(第 1 連絡先)

担 当 部 署	
役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

(第 2 連絡先)

担 当 部 署	
役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

(第 3 連絡先)

担 当 部 署	
役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2. 勤務時間外及び休日の連絡先

(目的外使用禁止)

「災害時における物資の供給に関する協定書」に記載する活動に利用すること。

資料 9-12 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

- 第 1 条** この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第 1 項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の 8 第 1 項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。
- 2** 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援等の種類）

- 第 2 条** 応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。
- （1）災害応急対策に従事する職員の派遣
 - （2）災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん
 - （3）被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん
 - （4）広域一時滞在等による被災住民の受入れ
 - （5）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

- 第 3 条** 応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

- 第 4 条** 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

- 第 5 条** 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援等の要請の区分）

- 第 6 条** 応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。
- （1）第 1 要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請
 - （2）第 2 要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請
 - （3）第 3 要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

（応援等の要請の手続）

- 第 7 条** 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。
- （1）被害の種類及び状況
 - （2）職員の職種別人員
 - （3）車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数
 - （4）資機材及び物資等の品名、数値等
 - （5）受入れを求める被災住民の人数等
 - （6）応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路

(7) 応援等の期間

(8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項

- 2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
- 3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援等の経費の負担)

第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

- 2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難い場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。

- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

- 2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
- 3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道

北海道知事

北海道市長会

北海道市長会長

北海道町村会

北海道町村会長

資料 9-13 災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定書

中頓別町（以下「甲」という。）と一般社団法人旭川地区トラック協会並びに旭川地区トラック協会南宗谷支部（以下「乙」という。）は、甲の域内に地震、風水害その他大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に必要な一般貨物自動車（以下「事業用自動車」という。）による物資の緊急・救援輸送等に関して、次のとおり協定を締結する。

（事業用自動車の要請等）

第 1 条 甲は乙に対し、次に掲げる事項を明示して「事業用自動車の供給要請書」（別記第 1 号様式）により事業用自動車の供給を要請するものとする。ただし、文書をもって要請する時間に余裕がないときは、電話又は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- （1）災害の状況及び応援を要請する事由
- （2）応援を必要とする期間及び輸送区間
- （3）輸送品目及び数量
- （4）必要とする事業用自動車の車種ごとの数及び人員
- （5）物資の積込み場所及び輸送先
- （6）その他参考となる事項

（交通規制地域の通行手続）

第 2 条 甲は、乙の緊急・救援輸送等を円滑に行うため出動要請したことを甲の管轄する警察署に通知し、乙が行う通行許可申請手続に協力するものとする。

（緊急・救援輸送の報告手続）

第 3 条 乙は緊急・救援輸送を行った場合には、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を「緊急・救援輸送実施報告書」（別記第 2 号様式）により報告するものとする。ただし、文書をもって報告する時間に余裕がないときは、電話又は口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）緊急・救援輸送を行った事業者
- （2）輸送に従事した事業用自動車の車種ごとの数及び登録番号並びに人員
- （3）走行距離
- （4）輸送期間及び輸送区間
- （5）輸送品目及び数量
- （6）物資の積込み場所及び輸送先
- （7）その他

（経費の負担）

第 4 条 甲が使用した事業用自動車に係る運賃及び料金並びに実費負担額（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料、駐車場使用料金等をいう。以下同じ。）は、甲が負担するものとし、災害発生時に所管行政庁に届け出ている運賃及び料金を基準として、甲・乙協議して決定するものとする。

（費用の支払い）

第 5 条 乙は、甲に提出した第 3 条の報告書により、甲の検査を受けた後、運賃及び料金並びに実質負担額を請求するものとする。

2 甲は前項の規定による乙からの支払の請求があったときは、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

（事故等）

第 6 条 乙の事業用自動車故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換して、その供給を継続しなければならない。

2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第 7 条 第 1 条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲・乙協議して定めるものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに甲・乙双方、又はいずれか一方からの解約等の意思表示がない場合は更新されるものとし、以降同様とする。

(協定の解除、改定)

第10条 この協定は、甲、又は乙のいずれか一方の申し出があったときは、甲・乙協議して、協定の解除若しくは一部を改定することができるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項、及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲・乙が協議して、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年11月2日

甲 枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6
中頓別町長 小林 生 吉

乙 旭川市流通団地2条4丁目
一般社団法人旭川地区トラック協会
会 長 窪 田 明 規 夫

(乙) 旭川地区トラック協会南宗谷支部
支 部 長 堤 進

様式第1号（第1条関係）

年 月 日

事業用自動車の供給要請書

一般社団法人旭川地区トラック協会長 殿

中頓別町長

災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定第1条の規定に基づき、次のとおり要請します。

災害の状況及び救援を要請する事由	
救援を必要とする期間及び輸送区間	
輸送品目及び数量	
必要とする事業用自動車の車種ごとの数及び人員	
物資の積込み場所及び輸送先	
その他参考となる事項	
連絡先	担当部署 担当者 T E L F A X メー ル

様式第 2 号（第 3 条関係）

年 月 日

緊急・救援輸送実施報告書

中頓別町長

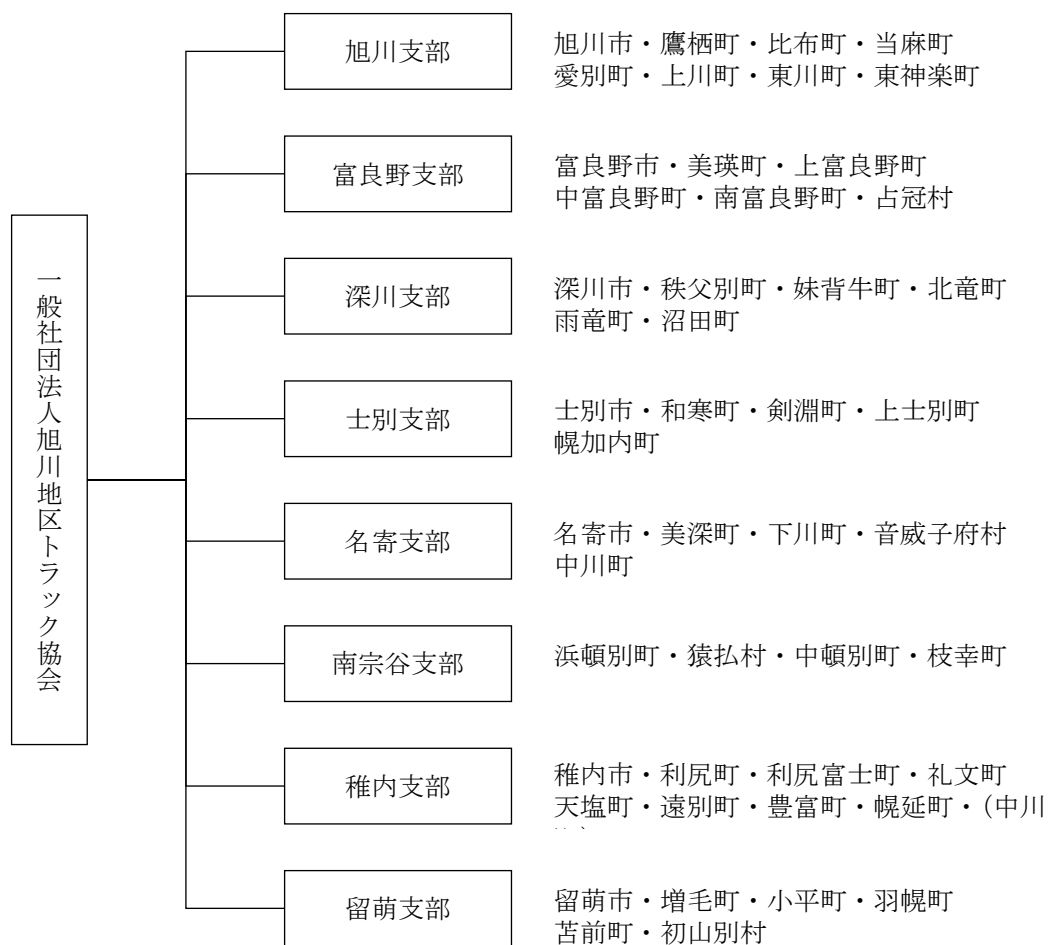
殿

一般社団法人旭川地区トラック協会
会 長 窪 田 明規夫

災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定第 3 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

緊急・救援輸送 を行 っ た 事 業 者	
輸送に従事した事業用自 動車の車種ごとの数及び 登 録 番 号 並 び に 人 員	
走 行 距 離	
輸送期間及び輸送区間	
輸 送 品 目 及 び 数 量	
物 資 の 積 込 み 場 所 及 び 輸 送 先	
そ の 他	
連 絡 先	担 当 者 一般社団法人旭川地区トラック協会・南宗谷支 部 T E L _____ F A X _____ メ ー ル _____

一般社団法人旭川地区トラック協会の支部組織



事務局：旭川市流通団地2条4丁目

TEL 0166-48-7244

FAX 0166-47-5079

※支部には事務局の設置はなく、本部直轄となっています。

資料9-14 災害時における協力体制に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道土木コンクリートブロック協会（以下「乙」という。）は、災害応急対策におけるコンクリートブロック資材（以下「資材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、同法、災害救助法及び北海道地域防災計画に基づき、甲と乙が相互に協力して、災害応急対策の資材調達に関して、円滑に進め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（乙の協力内容）

第2条 乙及び乙に所属する各地区指定会員（以下「乙の会員」という。）は、災害時に甲の要請があった場合、次に掲げる事項について可能な範囲で協力するものとする。

- （1）協力実施体制の構築及び甲に対する情報提供
- （2）供給可能な資材の状況把握及び甲に対する報告
- （3）調達資材の数量及び搬入場所等の確認、並びに現地搬入等の資材調達に係る対応
- （4）その他必要と認める事項

2 乙は、不測の事態に備え、平常時から資材の在庫状況を甲に対して定期的に報告するものとする。

（甲の協力内容）

第3条 甲は、前条の協力が適切に行われるよう、次の事項について協力するものとする。

- （1）被災状況及び交通規制等の情報提供
- （2）資材の搬入等で緊急通行が必要な場合の確認
- （3）その他必要と認める事項

（情報連絡網の整備・報告）

第4条 甲及び乙は、本協定に係る情報連絡網を整備し、協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、毎年度当初及び変更があった場合には相手方に報告するものとする。

（他の協定等との関係）

第5条 この協定は、乙又は乙の会員がすでに締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

（有効期限）

第6条 この協定の期間は、締結の日から平成29年3月31日までの期間とし、双方の申し出がない限り、毎年度更新するものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成29年1月27日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

乙 一般社団法人 北海道土木コンクリートブロック協会
会 長 本間 丈士

資料9-15 災害時における段ボール製品の調達に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と、東日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、北海道内で災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難所の設営に必要な物資（以下「物資」という。）の調達について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を必要とするときは、文書により、乙に対し、物資の供給、運搬等（以下「供給等」という。）について協力を要請することができる。ただし、甲が緊急を要すると認めるときは、口頭、電話、電子メール等により行うことができるものとし、その場合は事後に速やかに書面を提出するものとする。

- （1）甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が長期間に及ぶことが予想されるとき
- （2）北海道内の被災市町村等から物資の供給等について乙の支援が必要なとき

（協力の実施及び受諾等）

第3条 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の組合員（以下「組合員」という。）のうち、以下の条件を満たすものを選定する。

- （1）運搬希望場所に最寄りの場所等に事業所を有するもの
 - （2）生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有しているもの
 - （3）甲の要請に優先的に対応することが可能なもの
- 2 乙は、前項の条件を満たす組合員を選定し、当該組合員の承諾を得たときは、甲に対して次の事項を連絡するものとする。
- （1）組合員の名称、所在地
 - （2）連絡窓口、連絡方法
 - （3）物資の種類、数量、提供可能時期
 - （4）その他必要な事項
- 3 甲は、乙から前項の連絡を受けた後、同項の承諾をした乙の組合員（以下「組合員」という。）と物資の調達に必要な基本的条件について協議するものとする。
- 4 乙及び組合員は、可能な範囲において物資の供給等に協力するよう努めるものとし、甲は、乙及び組合員が物資の供給等を迅速かつ安全に行うことができるよう必要な協力を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）段ボール製簡易ベッド
- （2）段ボール製シート
- （3）段ボール製間仕切り
- （4）その他組合員の取扱商品

（物資の引渡し）

第5条 組合員は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

- 2 組合員は、運搬終了後、速やかに書面により物資の種類、数量等を甲に報告するものとする。
- 3 乙は、組合員もしくは関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって協定を履行するよう求めるが、履行することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

（費用）

第6条 組合員が供給する物資の対価及び運搬等の費用については、災害対策基本法第91条又は第92条の規定に基づき、相当額を甲又は甲に物資の供給等を要請した市町村が負担するものとする。

- 2 前項の物資の対価及び運搬等の費用については、災害発生時の直近の価格を基準とし、甲及び組合員が協議の上決定するものとする。

(連絡体制等)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

2 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、組合員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

(車両の通行等)

第8条 甲は、第2条の要請に基づき事業所が物資を運搬等する際に、「緊急通行車両」として、緊急又は優先車両としての通行に可能な限り配慮するものとする。

(協議等)

第9条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、情報を共有するとともに、随時協議を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、組合員の生産能力及び災害時の連絡体制について報告を求めることができる。

3 乙は、日頃より、本協定の趣旨及び手続等について組合員の理解を深めるよう努力するものとする。

(実施細目等)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、甲又は乙で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、解約の予定日の1か月前までに文書により解約又は変更の申し出をしない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成29年3月10日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

乙 東京都中央区八丁堀四丁目1番4号後関ビル8階
東日本段ボール工業組合
理事長 齋藤 英男

災害時における段ボール製品の調達に関する協定実施細目

北海道（以下「甲」という。）と、東日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品の調達に関する協定（以下「協定」という。）第10条に基づき、協定の実施に必要な事項を次のとおり定める。

（要請手続き）

第1条 協定第2条に定める甲の乙に対する要請文書は、段ボール製品供給要請書（別記様式）による。

（連絡責任者）

第2条 甲と乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

2 前項の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（段ボール製品の確保）

第3条 乙は災害時に必要な生活物資として、協定第4条に定める物資の確保に努めるものとする。

（段ボール製品の納入等）

第4条 乙は甲指定の場所に段ボール製品を納入する場合、段ボール製品の種類、数量等を記載した納品書を、納入場所を管理する甲又は甲に物資の供給を要請した市町村の職員、若しくは甲の指定する者（次項において「引取人」という。）に提出するものとする。

2 前項の納品書を受け取った引取人は、段ボール製品の種類、数量等を確認し受領書を発行するものとする。

（費用弁償）

第5条 協定第6条に規定する費用の請求及び支払いは遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

平成29年 3 月10日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

乙 東京都中央区八丁堀四丁目1番4号後関ビル8階
東日本段ボール工業組合
理 事 長 齋藤 英男

(実施細目：別記様式 1)

年 月 日

東日本段ボール工業組合様

北海道知事 高橋 はるみ

段ボール製品供給等要請書について

「災害時における段ボール製品の調達に関する協定」第 2 条に基づき、下記のとおり要請しますので、本要請に対する貴組合の措置状況を報告願います。

記

要 請 日 時	平成 年 月 日 時 分	
要請品目・数量	段ボール製簡易ベッド	台
	段ボール製シート	枚
	段ボール製間仕切り	枚
	その他取扱商品 ()	枚
運 搬 希 望 場 所	住所： 名称： 担当者： 電話：	
問 い 合 わ せ 先	北海道総務部危機対策局危機対策課 氏名： 電話： FAX：	
備 考		

※ 要請数量は、1 日あたり数量とする。

※ 運搬希望場所が複数にわたる場合には、別紙にて内訳を報告する。

(実施細目：別記様式 2)

物資可能数量報告書

年 月 日
時 分

北海道知事 高橋 はるみ 様

東日本段ボール工業組合

「災害時における段ボール製品の調達に関する協定」第 3 条に基づく物資の調達要請について、当方の物資可能数量を下記のとおり報告します。

記

1. 組合員の名称、所在地
2. 組合員の連絡窓口、連絡方法
3. 調達可能数量

発災直後		発災後 3 日以降	
品 名	調達可能数量	品 名	調達可能数量
段ボール製簡易ベッド		段ボール製簡易ベッド	
段ボール製シート		段ボール製シート	
段ボール製間仕切り		段ボール製間仕切り	
その他取扱商品		その他取扱商品	

注：被災がないと想定した場合の 1 日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

4. 物資の搬入場所・方法（陸路、空路、海路）
 - ①甲が希望する場所まで組合員企業等が搬入します。
 - ②組合員企業が指定する場所で甲に引き渡します。
 - ③その他（甲、乙及び組合員企業の協議による場所、方法等）

資料 9-16 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地区区分）

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地区に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地区ごとに地区代表消防機関を置き、地区代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地区代表消防機関及び総括代表消防機関（以下「代表消防機関」という。）の選定は、別に定める。

3 地区代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）総括代表消防機関及び当該地区内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
 - （2）当該地区内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。
 - （3）応援する指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）の円滑な活動及び管理に関すること。
- 4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
- （1）北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
 - （2）地区代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
 - （3）北海道内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。
 - （4）応援隊の円滑な活動及び管理に関すること。

（代表消防機関の任務の代行）

第4条の2 代表消防機関を置く市町等が被災し、被害の状況により代表消防機関が任務を遂行できない場合は、当該代表消防機関を置く市町等の長は、代表消防機関の代行を置くことができるものとする。

2 代表消防機関の代行の選定は、別に定める。

（応援の種別）

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）陸上応援 指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊による活動
- （2）航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による活動

（応援隊及び資機材の登録）

第6条 市町等は、応援隊及び資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

（1）陸上応援要請

ア 第1要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請

当該市町等が構成する別表の地区内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地区外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

- 2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあつては要請側の地区代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地区代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地区代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

- 第7条の2 地区代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認める場合は、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。
- 2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(迅速な出動体制の構築)

- 第8条 代表消防機関を置く市町等の長は、別に定める災害が北海道内で発生した場合は、速やかに当該地区内の応援可能な消防隊等を把握し迅速な出動体制を構築するものとする。

(応援隊の派遣)

- 第9条 第7条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。
- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

- 第10条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

- 第11条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。
- (1) 応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当
 - (2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
 - (3) 車両及び機械器具の修理費
 - (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）
- 2 航空応援に要する応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。
 - 3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

- 第12条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。
- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
 - (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償
- 2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

- 第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

- 第14条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年7月25日締結）

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

この協定は、平成29年 4 月27日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書58通を作成し、記名押印のうえ市町等において各 1 通を保有する。

平成29年 4 月27日

別表

地区	構成市町等
道西地区	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、 檜山広域行政組合
道南地区	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、 日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地区	札幌市、小樽市、夕張市、美瑛市、江別市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、 石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、 滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、 砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道北地区	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、 富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、 利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道東地区	釧路市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、 遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、釧路北部消防事務組合、 釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合、とかち広域消防事務組合

資料9-17 災害時における相談業務の応援に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と北海道弁護士会連合会、北海道ブロック司法書士協議会、公益社団法人北海道不動産鑑定士協会、日本公認会計士協会北海道会、日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会、北海道税理士会、北海道行政書士会（以下、当該7団体を「乙」という。）とは、災害時における相談業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、北海道に地震、風水害その他による災害が発生した場合において、甲が、乙に対して要請する相談業務の応援に関し、必要な事項を定める。

（応援の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して、相談業務応援要請書（別記第1号様式）により相談業務に従事する者（以下「相談業務従事者」という。）の派遣を要請するものとする。

- （1）甲が乙の応援による相談会（以下「相談会」という。）を開催する場合
- （2）甲が市町村から、市町村が開催する相談会において相談業務従事者の派遣要請を受けた場合
- （3）その他、相談業務について乙の応援が必要な場合

2 乙は、甲から応援の要請を受けた場合は、速やかに乙の各士業（会員）の中から相談業務従事者を選出し、甲に対して応援要請対応確認書（別記第2号様式）により回答するとともに、甲が指定する相談窓口に派遣するものとする。

（応援の期間）

第3条 甲の応援要請に基づき、乙が相談業務従事者を派遣する期間は、相談需要等に応じて、甲乙協議の上定めるものとする。

2 相談業務の期間が終了した場合は、乙は速やかに甲に対して業務報告書（別記第3号様式）により相談結果を報告するものとする。

（相談業務従事者の業務内容）

第4条 相談業務従事者は、乙の各士業（会員）の専門性を要する内容の相談業務を行うものとする。

2 相談業務従事者は、前項の相談業務の実施状況を、派遣先相談窓口を開設している責任者へ定期的に報告するものとする。

（相談業務に関する調整）

第5条 前条の相談業務の実施に当たり広報及び会場の確保など必要な関係機関との連絡調整は、原則として甲又は甲に相談業務従事者の派遣を要請した市町村において実施するものとする。

（相談者の費用負担）

第6条 第2条の相談業務は無償とし、甲及び乙は相談者に費用負担を求めないものとする。

（経費負担）

第7条 乙は、甲に対し相談業務に要する報酬その他の経費は請求しないものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議によるものとする。

（協力体制の構築）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

2 乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、甲が行う防災訓練への参加に努めるなど防災意識を高め緊急時に備えるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定を延長するものとし、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を8通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有する。

平成29年6月2日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

乙 北海道弁護士会連合会
理事長 愛須 一史

乙 北海道ブロック司法書士協議会
会長 猿田史典

乙 公益社団法人北海道不動産鑑定士協会
会長 木野村 英六

乙 日本公認会計士協会北海道会
会長 富樫 正浩

乙 日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会
会長 辻 雅巳

乙 北海道税理士会
会長 金坂 和正

乙 北海道行政書士会
会長 宮元 仁

別記第1号様式

相談業務応援要請書

年 月 日

(連絡窓口となる団体の代表) 様

北海道知事

災害時における相談業務の応援に関する協定第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 相談業務期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
2 期間内業務時間	時 分 から 時 分 まで
3 業務場所	住所 名称 担当者 電話
4 要請担当者	担当部署 : 担当者名 : 電話 : FAX :
5 その他連絡事項	

別記第2号様式

応援要請対応確認書

年 月 日

北海道知事様

(連絡窓口となる団体の代表)

災害時における相談業務の応援に関する協定第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 相談業務期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
2 期間内業務時間	時 分 から 時 分 まで		
3 業務場所	住所 名称		
4 派遣する 相談業務従事者 ※適宜、行を追加	専門家区分	所属	人数
			人
			人
			人
			人
5 連絡担当者	所属 : 担当者名 : 電話 : FAX :		
6 その他連絡事項			

別記第3号様式

業 務 報 告 書

年 月 日

北海道知事様

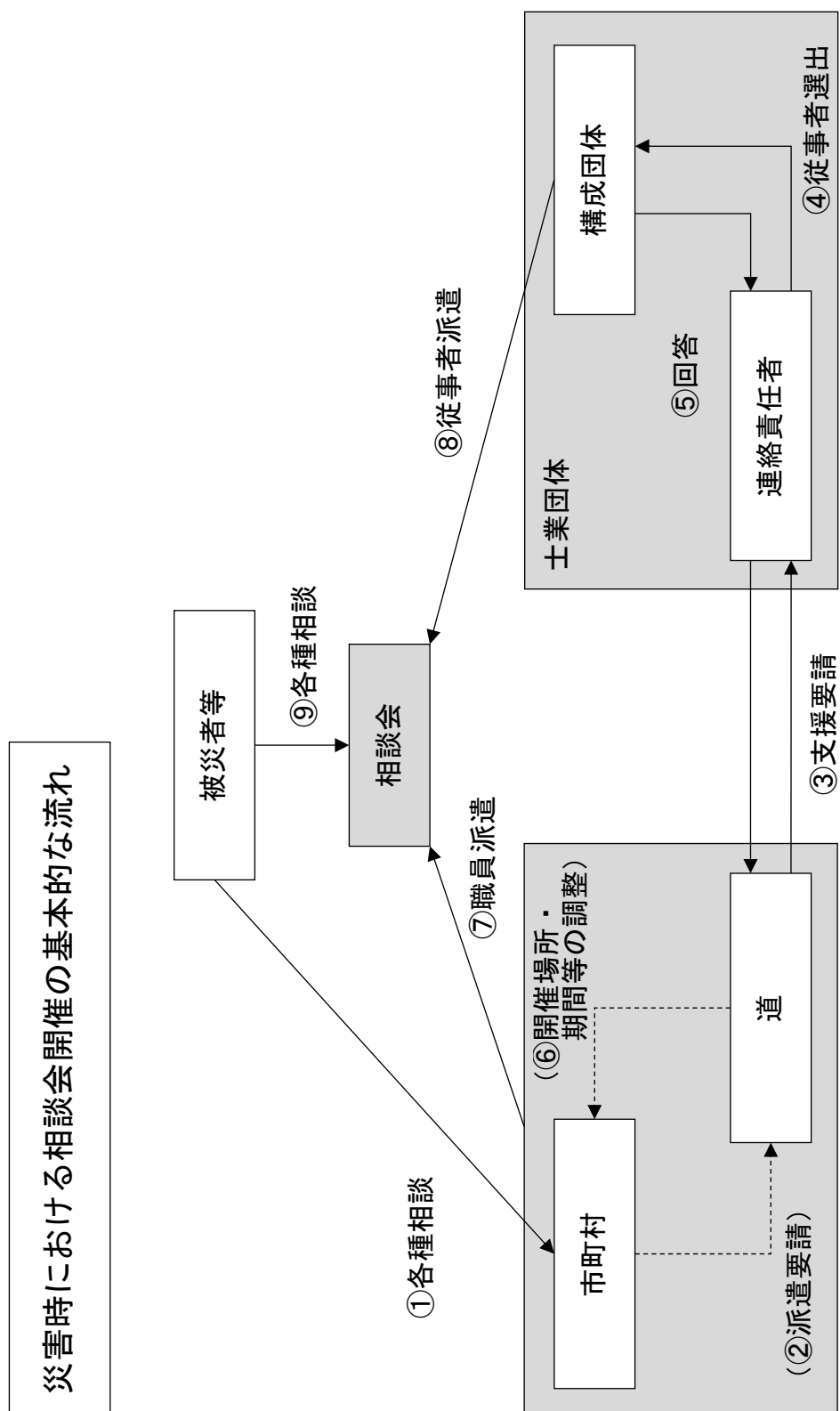
(連絡窓口となる団体の代表)

災害時における相談業務の応援に関する協定第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 相談業務期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
2 期間内業務時間	時 分 から 時 分 まで		
3 業務場所	住所 名称		
4 派遣した 相談業務従事者 ※適宜、行を追加	専門家区分	所属	人数
			人
			人
			人
			人
5 相談件数・内容			
6 連絡担当者	所属： 担当者名： 電話： FAX：		
7 その他連絡事項			

※ 専門家区分～行政書士、弁護士、司法書士、不動産鑑定士、公認会計士、土地家屋調査士、税理士



資料 9-18 災害時協力協定書

中頓別町（以下「甲」という。）と一般財団法人北海道電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、中頓別町において自然災害や重大事故が発生した場合、及び発生するおそれがある場合の、甲の電気使用設備の安全点検・検査の実施について定め、中頓別町における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象となる災害は、台風、地震等の自然災害及び大規模停電、大規模火災・爆発等の重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合で、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

（応急対策活動の内容）

第 3 条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- （1）公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動
- （2）公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査
- （3）その他、甲が必要と認める応急対策活動

（協力要請）

第 4 条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応急対策活動の実施期間及び場所
- （2）応急対策活動の内容
- （3）その他必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

（実施報告）

第 5 条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応急対策活動の実施期間及び場所
- （2）応急対策活動の内容
- （3）その他必要な事項

（費用負担）

第 6 条 乙が応急対策活動に要した費用は、乙が負担する。ただし、資材等の材料費は甲の負担とする。

（公務災害補償）

第 7 条 乙は、応急対策活動の実施にあたっては、職員が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ実施する。

（協定の有効期限）

第 8 条 この協定の有効期限は、締結の日から平成30年 3 月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り期間満了の日の翌日から 1 年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第 9 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成29年 7 月20日

- 甲 枝幸郡中頓別町字中頓別172番地 6
中頓別町
中頓別町長 小林 生吉
- 乙 札幌市西区発寒 6 条12丁目 6 番11号
一般財団法人北海道電気保安協会
理 事 長 富樫 泰治

資料 9-19 中頓別町と中頓別町内郵便局との包括的連携に関する協定書

中頓別町（以下「甲」という。）と別表に掲げる郵便局（以下「乙」という。）は、両者が連携し、子どもから高齢者までだれもが安心して快適に暮らせる選ばれるまちづくりを推進するために、町民サービス向上に係る包括的連携に関する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

なお、本協定については、中頓別郵便局が代表して締結するものとする。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、町民サービスの向上及び地域社会の安心・安全の確保及び活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- （1）高齢者等の見守りに関すること
高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合の情報提供
- （2）道路損傷等の情報提供に関すること
道路の陥没、段差損傷、倒木、水道の漏水情報の提供
- （3）不法投棄が疑われる廃棄物等の情報提供に関すること
- （4）安心・安全な暮らしの実現に関すること
- （5）地域活性化に関すること
- （6）未来を担う子どもの育成に関すること
- （7）その他、地域の活性化・町民サービス向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項の他に連携を行う場合は事前に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第 3 条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第 4 条 乙は、第 2 条の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第 5 条 甲及び乙は、第 2 条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第 6 条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年 3 月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の 1 か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から 1 年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第 7 条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成30年 2 月13日

甲 中頓別町
中 頓 別 町 長 小林 生吉

乙 日本郵便株式会社
中頓別郵便局長 高山 哲也

別表

局名	住所
中頓別郵便局	枝幸郡中頓別町字中頓別152-11
小頓別郵便局	枝幸郡中頓別町字小頓別25
音威子府郵便局	中川郡音威子府村音威子府447

資料 9-20 災害時の応急対策活動協力に関する協定書

中頓別町（以下「甲」という。）と中頓別建設協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、地震、台風その他による災害が中頓別町内において発生した場合に、乙及び乙の会員の協力を得て応急対策活動を行うことにより、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。

2 乙は、この協定の締結及びこの協定に定める事項の実施に関し、乙の会員を代表するものとする。

（応急対策活動）

第 2 条 この協定に基づく応急対策活動は、次に掲げるとおりとする。

- （1）道路施設災害及び崖崩れ等の応急復旧並びに災害廃棄物の除去及び搬送
- （2）前号の応急対策活動に付随して発生する資機材及び物資の輸送
- （3）災害時において、甲が必要とする資機材及び物資の貸与

（要請）

第 3 条 甲は、乙の会員による応急対策活動が必要と認めるときは、応急対策活動の内容、実施場所その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し、応急対策活動の実施を要請するものとする。ただし、書面によるいとまのない場合は、この限りでない。

2 乙及び乙の会員は、前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（活動の報告）

第 4 条 乙の会員は、第 2 条に規定する活動が完了したときは、速やかに、当該活動に係る報告をするものとする。

（応急対策活動経費）

第 5 条 乙の会員の応急対策活動に要する経費（以下「応急対策活動経費」という。）は、甲の負担とする。

- 2** 応急対策活動経費の額は、当該応急対策活動の内容に応じ、甲の積算基準に従い算出した額を基準に、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- 3** 乙又は乙の会員は、前項の定めによる応急対策活動経費を所定の請求書により、甲に請求するものとする。

（第三者等に対する損害）

第 6 条 乙の会員が、応急対策活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲並びに乙及び乙の会員が協議してその賠償をするものとする。

（補償）

第 7 条 この協定に基づいて活動等に従事した者が、本活動等において負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、活動等従事者の使用者の責任において行うものとする。

（連絡体制の確立）

第 8 条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、乙の会員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

（情報交換等）

第 9 条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の会員の保有する建設機械、車両等の数量及び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

（訓練等への参加）

第 10 条 甲は、その実施する防災訓練等について、乙及び乙の会員の参加を要請することができる。

2 乙及び乙の会員は、前項の要請があったときは、これに協力するよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

（協定の有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、解約の予定日の1ヵ月前までに文書により解約又は変更の申出をしない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月28日

甲 北海道枝幸郡中頓別町字中頓別172番地 6
中頓別町
中頓別町長 小林 生吉

乙 北海道枝幸郡中頓別町字中頓別2番地
中頓別建設協会
会 長 今野 克俊

資料 9-21 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

中頓別町（以下「甲」という。）と株式会社セコマ（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが相互に協力して住民生活の早期安定を図るため、物資の供給等に関し必要な事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が避難所を開設、または在宅避難者が発生し、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）を設置後、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第 3 条 災害時において甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対して商品の供給及び配送について協力を要請することができる。

（物資の配送）

第 4 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で人員・車両等を用いて物資配送に努めるものとする。

（情報提供）

第 5 条 乙は、必要に応じ、配送先避難所における必要物資について、また被災状況や救助が必要とされる者の情報について聴取した場合には、甲に伝達するものとする。

（応急生活物資）

第 6 条 災害時に甲が乙に要請する物資は、原則として別表で定める品目から災害の状況等に応じて指定する。

2 前項の規定にかかわらず、乙は甲の要請があった場合は、その他の物資等の供給も行うものとする。

（要請手続等）

第 7 条 第 3 条の要請は、乙宛てに「災害時における応急生活物資の供給等に関する協力要請書」（別紙第 1 号様式）をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等をもって要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者の報告）

第 8 条 甲と乙は、この協定に基づく相互協力のため、連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第 2 号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（経費の負担）

第 9 条 乙の物資の供給及び配送に係る経費については、甲が負担する。

（価格の決定）

第 10 条 前条に規定する経費は、物資の供給及び配送を終了した後、乙の作成した出荷確認書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上で決定するものとする。

（経費の請求）

第 11 条 第 9 条に規定する経費は、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書により請求するものとする。

(経費の支払)

第12条 甲は、乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の施行に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間の1箇月前までに、甲、乙双方いずれからも協定改定の意思表示がないときはさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、北海道宗谷総合振興局長を立会人として本書を3通作成し、甲及び乙、立会人が署名のうえ、各1通を保有する。

平成31年1月21日

甲 枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6
中 頓 別 町
町 長 小林 生吉

乙 〒064-8620 札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セコマ
代表取締役社長 丸谷 智保

立会人 稚内市末広4丁目2番27号
北海道宗谷総合振興局
局 長 朝倉 浩司

別表（第 6 条関係）
災害時応急生活物資

分類		品目名
食 料 品	主食・副食	米、麺類（うどん、そば）、パン類（食パン、菓子パン、調理パン）、 弁当、おにぎり、惣菜、レトルト食品（ご飯、おかず類）、缶詰、 カップ麺、インスタント食品
	生鮮食品	肉、魚、野菜、果物類
	調味料類	砂糖、塩、醤油、味噌、化学調味料、食用油、バター、ジャム
飲 料 品	飲料水	ミネラルウォーター
	お茶類	緑茶、ウーロン茶、紅茶、コーヒー
	その他	牛乳、ジュース類
生 活 物 資	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、 タオル、石鹸、シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、 マスク、生理用品、紙おむつ（大人用、子供用）、カイロ、 乾電池、粘着テープ、軍手、ローソク、マッチ、ライター、カセットボンベ、 箸、スプーン、使い捨てコップ・皿、ゴミ袋ポリ袋、アルミホイル、ラップ、 洗剤、傘、雨具等	

- （１）災害時の応急生活物資は、上記の品目基準として、災害の規模などの状況に応じて供給を要請する。
- （２）品目は、上記の他に甲乙協議のうえで、必要なものをその都度指定することができる。

別紙第 1 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

災害時における応急生活物資の供給等に関する協力要請書

株式会社セコマ 様

中頓別町長

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書第 7 条の規定に基づき、次のとおり応急生活物資の供給を要請します。

記

納品希望年月日	年 月 日 時		
納品場所		受取方法	
受取担当者	氏名 電話 FAX		
発注担当者	氏名 電話 FAX		

品名	規格	単位	数量	備考

年 月 日

連 絡 責 任 者 届

様

(中頓別町長又は株式会社セコマ) ⑩

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書第8条の規定に基づき、連絡責任者を次のとおり定めましたので通知します。

記

1. 平日の連絡先

担 当 者	
電 話	
F A X	

2. 夜間・休日の連絡先

担 当 者	
電 話	
F A X	

3. 勤務時間及び休日

勤務時間：

休 日：

資料 9-22 災害時における「道の駅ピンネシリ」の防災拠点化に関する協定書

北海道開発局稚内開発建設部長（以下「甲」という。）と中頓別町長（以下「乙」という。）とは、災害時において「道の駅ピンネシリ」を防災拠点として利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象等により災害が発生又は発生する恐れがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、地域住民及び道路利用者の避難支援並びに安全確保を図るため、「道の駅ピンネシリ」を防災拠点として利用する場合の基本的事項を定めることを目的とする。

（防災拠点化の対象施設）

第 2 条 防災拠点化の対象施設（以下「対象施設」という。）は以下の各号に掲げるとおりとする。

- （1）甲が所有する「道の駅ピンネシリ」の駐車場
- （2）乙が所有する「道の駅ピンネシリ」の本体施設及び駐車場
- （3）「道の駅ピンネシリ」の敷地内に甲及び乙が設置する資機材等

（地域防災計画の位置付け）

第 3 条 乙は、前条第 2 号に定める対象施設を、地域防災計画上の避難場所と位置付けるものとする。

2 乙は、災害発生時等において、前条第 2 号に定める対象施設の開放時間を地域住民及び道路利用者のため延長するとともに、状況に応じて 24 時間開放するよう努力するものとする。

（防災拠点化に関する相互協力）

第 4 条 甲及び乙は、「道の駅ピンネシリ」を防災拠点として利用するために必要な以下の各号に掲げる事項について、相互に協力するものとする。

- （1）災害情報の収集提供
- （2）地域住民や道路利用者、被災者等の避難誘導等の支援
- （3）防災拠点として必要な資機材等の整備
- （4）防災拠点として必要な維持・管理
- （5）その他防災拠点の機能として必要な事項

（利用に係る通知）

第 5 条 甲及び乙は、「道の駅ピンネシリ」を防災拠点として利用するに当たっては、相手方に対して、その旨を事前に通知するものとする。

2 前項の規定に基づく通知は、文書によることを原則とする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（利用料及び維持管理）

第 6 条 災害発生時等における第 2 条に規定する対象施設の利用料は、無償とする。

2 第 2 条に規定する対象施設の維持管理は、原則として、施設整備等の費用負担を行った者が実施するものとする。

（対象施設の破損時の対応）

第 7 条 防災拠点として利用したことにより、対象施設が破損した場合の復旧に係る費用の負担方法については、その都度、甲乙協議の上これを定めるものとする。

（協議）

第 8 条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上これを定めるものとする。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、締結の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに甲、乙いずれからも申出のないときは、引き続き同一条件をもって一年間延長され、その後も同様に扱うものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が各自1通を保有するものとする。

平成31年3月8日

甲 北海道開発局 稚内開発建設部長 熊谷 政行

乙 中頓別町長 小林 生吉

資料9-23 「道の駅災害対策用衛星通信電話」に関する覚書

甲 稚内開発建設部道路計画課長と乙 中頓別町総務課長は以下の次項について確認した。

- (1) 災害発生時の通信機能を確保し被災情報の提供並びに復旧作業の迅速化を図ることを目的とし、甲は衛星通信電話一式（別表-1）を乙に貸し出すものとする。
- (2) 乙は、衛星通信電話の保管場所を甲に無償で提供するものとする。
- (3) 衛星通信電話は甲の財産とし、維持管理（基本料金・保守点検・修理・交換）に要する費用、通話料金については甲が負担するものとする。ただし、災害対策以外の用途で使用したことが明らかな場合は、その通話料金を甲が乙へ請求するものとする。
- (4) 乙の使用により衛星通信電話に故障、損傷が生じた場合は、乙の責により修理を行うこととする。
- (5) 乙は必要に応じ、衛星通信電話の充電および動作確認を行うものとする。
- (6) 乙は衛星通信電話に異常を確認した場合は、その旨を甲へ連絡するものとする。
- (7) 甲および乙は協議の上、必要に応じてこの覚書を無効とすることができる。覚書を無効としたときは、甲の負担により衛星通信電話の撤去を行うものとする。

以上を確認した証として、本書面2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各々1通を所持する。

令和3年3月8日

甲 稚内市末広5丁目6番1号
稚内開発建設部 道路計画課
課長 高橋 誠志

乙 枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6
中頓別町役場 総務課
課長 小林 嘉仁

別表－ 1

衛星電話関係機材一覧表（1 / 1）

機器名称	規格	単位	数量
衛星電話本体	ワイドスターⅡ	台	1
ハンドセット		個	1
衛星ACアダプタ		個	1
衛星電池パック		個	1
衛星屋外設置アンテナ	428mm×428mm×249mm	基	1
外部アンテナ用接続ケーブル	20m	個	1
外部アンテナ設置用金具支柱長	600mm	基	1

■設置場所 「道の駅ピンネシリ」敷地内

■所在地 枝幸郡中頓別町字敏音知72番7

資料 9-24 大規模災害時における相互協力に関する基本協定

中頓別町（以下、「甲」という。）と北海道電力株式会社（以下、「乙」という。）及び北海道電力ネットワーク株式会社（以下、「丙」という。）は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合に、甲、乙及び丙が相互に協力を行之、迅速かつ的確に対応することにより、住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（災害発生時の情報共有）

第 2 条 乙及び丙は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合には、甲からの要請に基づき、可能な限り甲が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣する。

また、甲、乙及び丙で相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。

2. 甲、乙及び丙が共有する主な情報は次の各号に定める。

（1）乙及び丙が甲に提供する情報

ア 停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み

イ 知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況

（2）甲が乙及び丙に提供する情報

ア 知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況

イ 住民から提供された停電情報

ウ 道路啓開、樹木・土砂等の除去状況

エ 住民が避難している地域、甲が把握している避難場所等

（復旧における相互協力）

第 3 条 甲、乙及び丙は、災害活動等に関する作業の実施にあたり、自らだけでは対応が困難な場合は、それぞれがもつ施設・敷地・資機材・物資・人材等の資源提供について可能な範囲で相互に協力を行う。

（連絡体制の確立）

第 4 条 甲、乙及び丙は、第 2 条に定める情報共有を迅速に行うため、連絡体制を確立する。

2. 乙及び丙は、甲との連絡体制を毎年 4 月に確認することとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（連携訓練等の実施）

第 5 条 甲、乙及び丙は、この協定に定める内容を大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合に円滑に行うため、連携訓練又は意見交換などを原則として年 1 回以上実施するものとする。

なお、訓練や意見交換などの内容については、甲、乙及び丙で協議のうえ決定する。

（重要施設の優先供給）

第 6 条 乙及び丙は、電力復旧計画の策定にあたっては、次に掲げる重要施設の優先供給について十分に配慮しなければならない。

（1）生命の危険に直結する医療施設等

（2）避難所として開設されている施設

（3）災害対応の中核機能となる甲が設置する災害対策本部が存在する施設

（秘密の保持）

第 7 条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（他の協定等との関係）

第 8 条 この協定は、甲、乙及び丙が既に締結している他の相互協力等に関する協定等に基づく協力内容を妨げるものではない。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

なお、協定期間が満了する1か月前までに甲、乙及び丙のいずれからの変更又は解除の申し出がない場合は、この協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

（細目協定等の締結）

第10条 この協定の各条項に定める甲、乙及び丙の役割や具体的な実施事項等については、甲、乙及び丙の合意により別途細目協定又は覚書を作成し保有するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙おのおのその1通を所持する。

2021年11月30日

甲 中 頓 別 町 長 小林 生吉

乙 北海道電力株式会社
執行役員 総務部長 鹿内 公明

丙 北海道電力ネットワーク株式会社
旭川支店長 片山 幸一

資料 9-25 災害に係る情報発信等に関する協定

中頓別町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第 1 条（本協定の目的）

本協定は、中頓別町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、中頓別町が中頓別町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ中頓別町の行政機能の低下を軽減させるため、中頓別町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第 2 条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、中頓別町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - （1）ヤフーが、中頓別町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、中頓別町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - （2）中頓別町が、中頓別町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （3）中頓別町が、中頓別町内の避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （4）中頓別町が、災害発生時の中頓別町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （5）中頓別町が、中頓別町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （6）中頓別町が、中頓別町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 中頓別町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、中頓別町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第 3 条（費用）

前条に基づく中頓別町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第 4 条（情報の周知）

ヤフーは、中頓別町から提供を受ける情報について、中頓別町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第 5 条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、中頓別町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第 6 条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から 1 年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第 7 条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、中頓別町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、中頓別町とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2022年 2 月 22 日

6

中頓別町：北海道枝幸郡中頓別町字中頓別172番地

中頓別町役場
中頓別町長 小林 生吉

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川邊 健太郎

〔様式〕

様式 1 気象予警報等受理票

気象予警報等受理票

令和 年 月 日 午 前 時 分 連絡 電話・電報・無線			
発 信 者		受 信 者	
予 警 報 の 種 類		発 表 時 間	
		午 前 時 分 午 後 時 分	
受 理 事 項			
処 理 方 法			

様式2 水防活動実施報告書

(別記様式)

水 防 活 動 実 施 報 告 書						自 年 月 至 年 月	
区 分	水 防		活 動 活 人 数 (人)	使 用 資 材 費		考 備	
	団 体 数			主 要 資 材 (円)	そ の 他 資 材 (円)		計 (円)
水防管理団体分 前回迄							
月 日 ()							
月 日 ()							
月 日 ()							
小 計							
累 計							

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「月分」欄は、当該期間の長さ対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要
- 3 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 4 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

様式 3 自衛隊の災害派遣要請について

第 号
令和 年 月 日

宗谷総合振興局長 様

中頓別町長 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣を要請願います。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となる事項
※ 連絡責任者（所属課・係・氏名）及び連絡先を必ず明記のこと。

様式4 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

第 号
令和 年 月 日

宗谷総合振興局長 様

中頓別町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

令和 年 月 日付け（要請文書番号）をもって要請を依頼した自衛隊の災害派遣については、派遣の目的を達成したので、次の日時をもって撤収されるよう要請願います。

記

撤収要請日時 令和 年 月 日 時 分

様式5 物資受払簿

品目						救助法物資		有・無	
月日	受入先	数量	担当者	月日	払出先	給与・貸与別	数量	担当者	
計				計					

様式 6 物資給与及び受領簿

住家被害程度区分		
----------	--	--

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

令和 年 月 日

住 所

世帯主

給与年月日	品名	数量	備考	給与年月日	品名	数量	備考

様式 7 救助費概算払申請書

救 助 費 概 算 払 申 請 書

文 書 番 号
令和 年 月 日

宗谷総合振興局長 様

中頓別町長

㊞

災害救助法施行細則第39条の2第2項の規定により、救助費の概算払を受けたいので関係書類を添え申請します。

記

- 1 災 害 名
- 2 災 害 発 生 年 月 日 令和 年 月 日
- 3 災害救助法適用年月日 令和 年 月 日
- 4 概 算 払 申 請 額
- 5 救 助 費 算 出 内 訳 (別紙のとおり)

別紙

救助費算出内訳

種目別区分	員数	基準単価	金額	備考
		円	円	
避難所設置費	延人			
応急仮設住宅設置費	戸			
炊出しその他による食品給与費	延人			
飲料水供給費	延人			
被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	延人			
医療及び助産費	延人			
災害にかかった者の救出費	人			
住宅の応急修理費	世帯			
学用品の給与費				
小学校児童	人			
中学校生徒	人			
埋葬費				
大人	人			
子供	人			
死体の搜索費	体			
死体の処理費	体			
障害物の除去費	世帯			
輸送費				
賃金職員等雇上費	延人			
合 計				